

ISSN 0914-8671

# 農村計画

NO. 46

第28卷  
1号

農業土木学会農村計画研究部会

1999.8



# 農 村 計 画 第 46 号

## 目 次

|   |            |    |
|---|------------|----|
| はじめに .....  | 今井 敏行..... | 1  |
| 報 告   |            |    |
| 1. 農政の新しい展開と農村地域づくりの課題 .....                                  | 祖田 修.....  | 4  |
| 2. 食料・農業・農村基本法制定に至った背景と同法の概要 .....                            | 三木 秀一..... | 14 |
| 3. 集落地域整備法による計画的まちづくり<br>—加古川市神野地域の集落地域整備事業の事例— .....         | 長谷川正晴..... | 30 |
| 4. 圃場整備事業と地域づくりへの住民参加 .....                                   | 水田 泰善..... | 45 |
| 5. 「人と自然との共生ゾーン条例」による里づくり<br>—活力と魅力にあふれた快適農村空間の形成をめざして— ..... | 藤平 博司..... | 49 |
| 第20回農村計画研究部会現地研修集会（1998. 9. 2）の記録 .....                       |            | 58 |
| 事務局通信 .....   |            | 60 |
| 刊行物案内 .....   |            | 63 |
| 編集後記 .....  |            | 64 |

表紙写真：神戸市西区「都市近郊の農村」

神戸市の西部地域では、農村空間を都市住民と共有することにより、生産の場、憩いの場、学習の場など質の高い土地利用を図り、生活空間の拡大、倍増を進めている。

# 第21回農村計画研究部会現地研修集会

農業土木学会農村計画研究部会

## 1. テーマ

食料・農業・農村基本法と農村の地域づくり

## 2. 日時

平成11年9月8日(水) 研修集会

平成11年9月9日(木) 現地検討会

## 3. 場所

兵庫県民小劇場(兵庫県庁西館地下1階)

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-362-3846

## 4. プログラム

(1) 研修集会 平成11年9月8日(水)

受付 9:00~9:30

開会 9:30~9:50

基調講演 10:00~11:00

「農政の新しい展開と農村地域づくりの課題」

京都大学大学院農学研究科教授

祖田 修

講演 11:00~12:00

「食料・農業・農村基本法制定に至った背景と同法の概要」

農林水産省大臣官房企画室室長補佐

三木 秀一

事例報告 13:00~15:00

①都市近郊における地域づくり

「集落地域整備法による計画的まちづくり」

神野土地改良区理事長 長谷川 正晴

②農業地帯における地域づくり

「圃場整備事業と地域づくりへの住民参加」

三原町農地整備課課長補佐 水田 泰善

③地域づくりにおける行政計画と住民計画の役割

「『人と自然との共生ゾーン条例』による里づくり」

神戸市西農政事務所所長 藤平 博司

パネルディスカッション 15:15~17:00

「これからの地域づくりと住民参画のあり方」

コーディネーター

京都大学大学院農学研究科教授 高橋 強

コメンテーター 神戸芸術工科大学教授

齋木 崇人

内外エンジニアリング課長

上野 裕士

パネリスト 講演者各位

閉会 17:00~17:10

(2) 現地検討会 平成11年9月9日(木)

8:50 兵庫県庁~神野地区(加古川市)~神出地区

(神戸市条例里づくり地区)~神戸市農業公園

(昼食)~淡路景観園芸学校~北淡町震災記念公園

~16:00 新神戸駅(予定)・16:00 三宮駅

(予定)

農業土木学会農村計画研究部会ホームページのご案内

昨今のインターネット社会の発展および電子メールの普及に合わせて当研究部会でもホームページを開設しております。インターネットブラウザをお持ちの方は、下記のアドレスにアクセスしていただければ部会の行事や案内等の情報を提供しておりますので、ぜひご利用下さい。

アドレスは、<http://rural.kais.kyoto-u.ac.jp/bukai.htm>です。

## はじめに

農村計画研究部会長 今井 敏行

これからの農村は、豊かな自然や歴史的環境を保全しつつ、開発を進めて、国土の有効利用に寄与すると共に食糧生産の場を確保してゆく必要がある。そのためには、これまでの農業基盤整備、農村整備等を総括し、新たな時代の要求に即した効果的な整備方向を見つけてさねばならない。

わが国の高齢化は欧米諸国を越える勢いで進んでおり、経済活動の弱体化は避けられない。国存立の基礎である農業を守るには、農家と農地を確保する必要がある、農業農村整備を効率的に進めて行くことがわれわれの使命である。そのための戦略を提示する実効的な農村計画を持つことが求められている。

これまでの経緯から、フィジカルプランニングとしての農村計画は生活環境整備を中心に、都市農村交流（グリーンツーリズム）、環境保全、中山間整備、高齢化対策などを取り込む広範な農村総合整備の体系化の可能性が示されている。一方で、農業発展の基礎となる農業基盤や近代化施設の整備計画は別途に検討され、実施されてきた。しかし、それらの部門計画を統合する基本計画の体系は必ずしも明確ではない。また、農振計画も基本計画としての側面は十分とは思えない。今後の農村地域の発展を考慮する上で、農業振興と農村整備の一体的な戦略を客観的な裏付けのもとに策定して行く体系的な計画論の構築に取りかかるべき時ではなからうか。

その場合、かつての大規模開発を懐かしむ発想ではもはや効果的な対応策は生まれてこないことは明らかである。新たな農業基本法の樹立を受けて、既設の基盤・施設の有効利用を基本とし、地域住民の主体的参加による効率的な整備計画の体系化を考慮して行く必要があると考える。

その意味でも、第21回農村計画研究会現地研修会のテーマとして「新農業基本法と農村の地域づくり」を掲げたことは時宜にかなったことである。開催にあたり、ご尽力いただいた兵庫県、近畿農政局、農林水産省並びに関係諸団体の各位に深く感謝致します。また、ご多忙中のところ話題提供頂いた講演者、パネリストの皆様に厚くお礼を申し上げます。

## 講演者の略歴（講演順）

### ■祖田 修

#### 略歴

- 昭和38年 京都大学農学部農林経済学科卒業  
農林省経済局金融課勤務
- 昭和48年 龍谷大学経済学部助教授
- 平成2年 京都大学大学院農学研究科教授現在に至る

#### 主な社会活動

- 放送大学客員教授 日本農業経済学会会長  
学会協議会員 国土審議会特別委員  
食料・農業・農村基本問題調査会（農村部会長）他

### ■三木 秀一

#### 略歴

- 昭和36年 兵庫県姫路市生まれ
- 昭和59年 北海道大学農学部卒業  
農林水産省構造改善局防災課勤務
- 平成5年 在トルコ日本国大使館一等書記官
- 平成8年 北陸農政局日野川用水農業水利事業所
- 平成10年 農林水産省大臣官房企画室

### ■長谷川 正晴

#### 略歴

- 昭和3年 加古川市神野町に生まれる
- 昭和28年 大阪工業大学土木工学科卒業  
阪神水道企業団に就職
- 昭和42年 加古川市水道局工務課長に転任
- 昭和57年 水道局長
- 平成3年 神野土地改良区理事長
- 平成8年 加古川市神野南土地区画整理組合理事長

### ■水田 泰善

#### 略歴

- 昭和46年 三原町産業課農政係
- 昭和48年 住民課福祉係
- 昭和55年 建設課公共土木係
- 平成7年 産業課農村整備係
- 平成9年 農地整備課農村整備係
- 平成10年 同課課長補佐

### ■藤平 博司

#### 略歴

- 昭和35年 兵庫県立農業高校畜産科卒業  
神戸市農業技術職員として就職
- 昭和54年 神戸ワイン・神戸市農業公園建設プロジェクト主査
- 平成元年 神戸市フルーツフラワーパーク建設プロジェクト主査
- 平成3年 神戸市西農業委員会事務長
- 平成4年 農政局主幹（地域整備・計画担当課長）  
人と自然との共生ゾーン土地研究会等の事務局長を担当
- 平成8年 西農政事務所長  
兼 神戸市西農業委員会事務局長

## コーディネーター・コメンテーターの略歴

### ■高橋 強

#### 略歴

昭和41年 京都大学大学院農学研究科修士課程修了  
昭和47年 岡山大学農学部助教授  
昭和58年 京都大学農学部助教授  
昭和63年 京都大学農学部教授

#### 主な社会活動

農水省農政審議会専門委員  
国土庁国土審議会国土計画体系専門委員会委員  
神戸市人と自然との共生ゾーン審議会会長，他

### ■齋木 崇人

#### 略歴

昭和23年 広島県生まれ  
昭和46年 広島工業大学工学部建築学科卒業  
その後 筑波大学社会工学系講師，  
ウエストミンスター大学客員教授，等を経て  
現在神戸芸術工科大学環境デザイン学科  
教授

#### 主な社会活動

兵庫県国土土地利用計画地方審議会委員  
神戸市人と自然との共生ゾーン審議会委員  
グッドデザイン賞審査委員  
芸術工学会理事，他

### ■上野 裕士

#### 略歴

昭和53年 京都大学農学部農業工学科卒業  
内外エンジニアリング㈱入社  
昭和55年 同社京都本社技術部へ転勤

#### 近年携わった主要業務

昭和62年～平成9年  
加古川市神野地区集落整備計画～実施・事業計画等  
加古川市神野地区集落地区計画基礎調査・原案作成  
昭和63年～平成10年  
滋賀県守山市欲賀地区集落整備計画～実施・事業計画  
滋賀県守山市欲賀地区集落地区計画基礎調査  
～都市計画決定  
平成4年～平成5年  
京都府農業会議土地利用計画研究委員会  
平成4年～平成9年  
神戸市人と自然との共生ゾーン条例審議会関連調査  
平成9年～  
南淡路地域広域農業開発基本調査（近畿農政局調査）

# 農政の新しい展開と農村地域づくりの課題

祖 田 修\*

## はじめに

本稿は、まず第1に、いわゆる新農基法「食料・農業・農村基本法」に盛り込まれた新しい政策の理念と特徴を理解し、第2にそれらが近代におけるイギリスの田園都市構想からドイツの地域政策へと展開した潮流に沿うものであることを指摘する。そして第3に、とはいえ日欧には種々の差異が存在するので、独自の地域づくりをめぐる課題があることを提示する<sup>(1)</sup>。

(本稿は、論文としてはまだ未完成の形にあるが、とりあえず講演資料として提出したものである。)

## 1. 新たな農業・農村政策の理念と特徴

今回の新農業基本法は三つの大きな柱から成り立っている。すなわち食料・農業・農村政策の三つである。実は旧基本法も生産・所得・構造政策の三つの柱からなっていた。それぞれの内容と特徴、変化した点は何か。旧基本法の三つの柱とは、今後は果樹、畜産部門を拡大させるという生産政策、高度成長下で都市勤労者と所得政策が拡大することへの種々の補填政策としての所得政策、農業経営の規模拡大と効率化を目指す構造政策の三本柱である。これらの柱はいずれも経済的改革の柱である。

しかし今回の農基法は、国民への安定的な食糧供給を保障しようとする食糧政策、市場原理を強化しつつ農業経営の規模拡大と効率化を目指す農業政策、そして農業の多面的価値の発揮と美しく住み良い農村を創造しようとする農村政策の三つの柱からなる。これらの柱は旧基

本法と異なり、消費者、環境問題、農村社会を視野に入れた、経済を超える視点を加えたものである。特に農村地域政策は、日本の農政の中ではじめての独立した柱として農村社会が取り上げられたことを意味する。これまで農村政策がなかったわけではないが、大きな柱として登場してきたのである<sup>(2)</sup>。

しかもその農村を、農村住民にとって住み良いトータルな「生の場」、すなわち「生産（経済）の場、生態環境の場、生活の場という3つの場が統合された生の空間」を創造していこうというだけでなく、下流域住民、周辺都市住民にとって心身のリフレッシュの場となる、美しい農村空間を提供するものとして形成していこうとするものである。それを調査会答申は「美しく住み良い農村」と表現している。そこには私も長い間、ドイツの地域政策を紹介し、かつ主張してきた、「持続的農村地域の形成」、「都市と農村の交流と結合」という考え方が貫かれている。

そしてその実現の一方策として、EUに続いて、外部経済論に依存する農業・農村の多面的機能の保全という理念と、地域条件不利を補おうとする直接所得補償政策（直接支払い）が結びつき、具体化されようとしている。

前記の農村政策は、当然より広い計画的総合的な性格を持たなければならないであろう。私は今回の国土庁の五全総および農村政策の登場を、この100年間のハードに始まる田園都市論、およびドイツの地域政策論の成果と考えているので、こうした歴史的視点から、日本の今後の農村地域政策の意義と方向について論じてみたい。

\* 京都大学大学院農学研究科教授（そだ おさむ）



## 2. 田園都市論の展開

E. ハワード（イギリス）、Th. フリッチュラの田園都市論は、産業革命以後の工業化、都市化の進展の中で、都市が無秩序に巨大化し、騒音や煤煙、スラムの形成が種々の問題を引き起こしていることから、その解決方策として生まれた。この段階では、都市問題の解決が優先し、そのために農村空間や農村景観が必要であって、農村そのものに関しては付随的であったと言える。

### (1) ハワードの田園都市

ルイス・マンフォードは、20世紀初頭に二つの偉大な発明が人類にもたらされたという。それは飛行機と田園都市である。つまり、飛行機は人間に天空を飛ぶ自由を与え、田園都市は人間が地上に降り立った時、かつてないもっとも人間的な居住の場を約束した、というのである<sup>33)</sup>。

たしかにハワードの田園都市論は、混雑した都市に住む近代人に新鮮な衝撃を与え、今日なお、都市問題解決のためのモデルの原型としてわれわれに影響を与えつづけている。ドイツでも、ハワードの『明日の田園都市』Garden Cities of Tomorrow（初版は『明日…真の改革にいたる平和な道』として1898年に出版）に刺激され、早くも1902年に田園都市運動が始まる<sup>34)</sup>。

ハワードの田園都市論の背景と骨子を示しておきたい。18世紀末イギリスに始まった産業革命は、社会のあり方を根本的に変えた。A. スミスにとっては、それは封建社会の束縛から個人を解き放ち、利己心に基づく経済活動と都市的自由を人間に保証する自然的自由の制度System of Natural Libertyであった。

だがそれは同時に、資本の冷徹な論理に従う資本主義社会であり、資本家と労働者、都市と農村をしいに明別し、対立させる新たな暗黒面を生み出した。人口は都市に集中し、都市は工場を林立させ、煤煙につつまれた。労働者は過酷な生活環境と低賃金に甘んじた。都市からはやがて太陽と新鮮な空気が失われ、労働者の住居は多くスラム化していった。コレラ、チフスなどの伝染病が人々を襲い、周期的に訪れる大小の経済恐慌が、しばし

ば人々の生活を破壊した。こうして経済制度のあり方と都市民の生活形態について知識階層はしいに注目し、その改革ないし改良を訴え始めた。田園都市論は、主として都市の生活形態・生活環境の改善に重大な関心をはらったものといえよう。その際とくに、都市が自然、農業などと結合することによって再生しうる、との考え方を軸にしている。このような例は、オーエンの協同組合方式をとった「コミュニティ」、フリーエの農業を主とし工業を従とする生活協同体「ファランジュ」、バッキンガムの独立モデル工業都市「ヴィクトリア」、カドバリの「庭園都市」などの諸構想にみられる。また、ペンハートの「ハッピー・コロニー」、リチャードソンの「健康都市」、コルヴィジェの「蜂窩状田園都市」、レヴァーの「ポート・サンライト」などもこの一群に入れることができよう。

およそ以上のような時代背景と思想的背景をふまえて、ハワードは田園都市論を構築したのである。

田園都市協会とハワードによって定義された田園都市とは、「健康な生活と産業のために設計された都市である。その規模は満足のいく社会生活を営むにたるもので、必要以上に大きくはなく、周辺は農村地帯で囲まれている。土地はすべて公的所有であるか、あるいはコミュニティに委託される」<sup>35)</sup> というものである。そしてそこでは「きわめて精力的で活動的な都市生活のあらゆる利点と、農村のすべての美しさと楽しさが完全に融合した」市民生活が営まれる。

都市生活か農村生活かという二者択一があるのではなく、第三の選択が可能とされる。「農村に住み、しかも農業以外の仕事に従事することが、現在まったく不可能であるばかりでなく、永久にそうしなければならぬように考えられていること、……あるいはまた工業と農業をはっきりと分割する現在の産業形式が、必然的に永続するかのように考えられていることが問題である」<sup>36)</sup> という。こうしてハワードは農業と工業の結婚、農村と都市の結婚を主張する。図1は以上の内容を図式的に集約したもののだが、要するに都市農村それぞれの短所を去り長所を集めた人間の社会生活形態を、第三の田園都市によって実現しようというのである。

田園都市は6000エーカーの面積より成り、市街区その

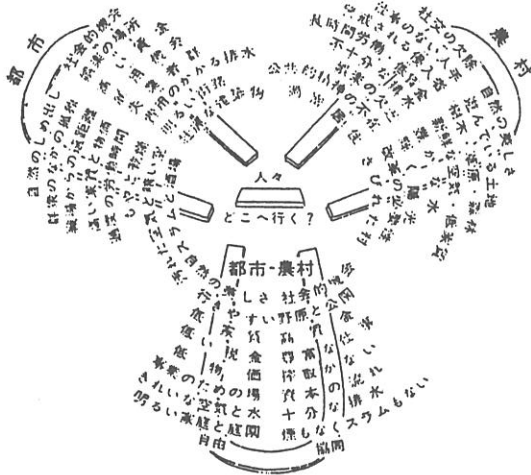


図1 ハワードの都市・農村磁石

出典：渡辺精一郎「ニュータウン」日経新書，18頁（原著邦訳，78頁）より。

ものは1000エーカーの円形状をなす。それは放射状と円との道路・鉄道で結合され、農村部2000人，都市部2万8000人・合計3万人の人口である。中央部には庭園，公会堂，ホール，劇場，図書館，博物館・美術館，病院，レクリエーション施設，商店街などが配置され，その外周に1戸当たり敷地約72坪平均の住宅街5500区画や，学校・教会，並木道公園がある。さらにその周囲に各種工場が並び，環状鉄道がある。この市街地を囲んで農地が広がり，点々と実業学校，煉瓦工場，保養施設，福祉施設がある。およそ以上が田園都市の構想と図形化の概要である<sup>(註7)</sup>。(図2)

(2) フリッチュの未来都市

ドイツの田園都市運動は，ハワードの田園都市論から影響を受けたことはまちがいないが，ハワードの『明日の田園都市』が刊行された1898年より2年早く，実はドイツ人自身によって同種の提案がなされていたのである。それは1896年のテオドル・フリッチュ Th・Fritsch の『未来都市 Stadt der Zukunft』である<sup>(註8)</sup>。

フリッチュはやはりハワードと同じく，産業革命の進展とともに起った，都市への人口集中と都市問題の発生に深く着目している。彼は大都市文化を不健康の拡大とみている。大都市文化はさまざまな害悪を流し，人間を白痴化させる“文化の豚小屋”であるという。そして農

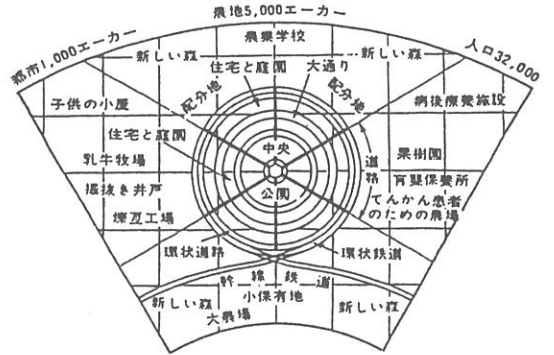


図2 ハワードの田園都市

出典：図1に同じ。

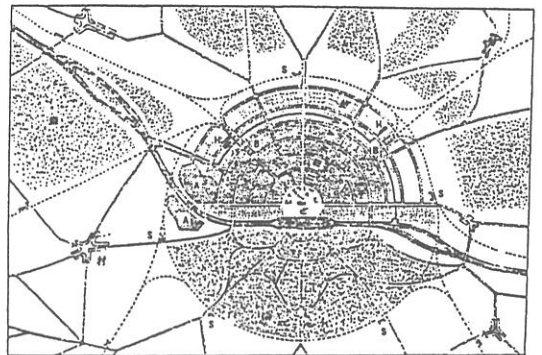


図3 Th.フリッチュの未来都市

注：I 公共施設地区，II 記念建築物，III 上流住宅地区，IV 住宅および商店街，V 労働者住宅および小工場地区，VI 工場および倉庫地区，VII 園芸および市民農園地区，A 保存市街地，B 駅(鉄道)，H 運河港，S 駅(環状鉄道)  
出典：Tkeodor Fritsch “Stadt der Zukunft” 1896, 5, 25より。

村こそ国民的な活力と健康の源泉であるという<sup>(註9)</sup>。

しかし，彼は都市を全面否定しているわけではない。都市は文化生活に必要な商品を生産と流通の中心であり，行政サービスの中心であり，また高等教育や芸術の中心であって，都市のみよくこの要求を満たしうるとする。つまり，農村の重要性も認めつつ，都市なしに現代生活は考えられないというのである<sup>(註10)</sup>。彼にとっては，無計画で目標のない都市建設こそ責められるべきであって，人間的な都市，美しい市街と健全な生活を営める都市の建設が課題だというのである。

フリッチュが示す未来都市の構図は図3のようである。彼のばあい，円形をなす都市の半分は公園で，その外周に農村と森林地域が広がっている。都市は鉄道と道路，運河によって外部と結合され，内部は円形および放射線状の道路と外周鉄道によって結ばれている。都市はその

核に市を象徴する公共施設地区を配し、順に外に向かって半円状に、記念建築物地区、上流住宅地区、住宅および商店街区、労働者住宅地および小工場地区、工場および倉庫地区、園芸および市民農園地区、農業地区と区分されている<sup>11)</sup>。この形状はドイツ南部の都市カールスルーエの市街と酷似しており、同市をモデルにして設計したようだ<sup>12)</sup>。

このフリッチュの未来都市論はしかし、種々の理由によって、ドイツの田園都市運動や都市計画の中で実際に採用されなかった。

### (3) シュミットの産業生活田園都市

都市間の相互協力を前提にしつつ、各都市は自律的に発展を遂げていくことになる。その各都市の姿を、R. シュミットは“産業・生活都市 Industrie-, Wohnstadt”と表現している<sup>13)</sup>。

ハーワードの後継者アンウィーンが田園都市第1号レッチワースの建設にとりかかった5年後に、シュミットはそれを見学し、エッセンを出発点としてルール地域の都市建設に着手した。この意味からファンシュミットは、シュミットの“産業・生活都市”を“産業・生活田園都市 Industrie-, Wohn-und Gartenstadt”と呼ぶべきだという<sup>14)</sup>。その形容はともかく、実質においてシュミットの都市論は、疑いもなく田園都市論と呼んでいい内容をもっていたといえよう。シュミットの都市論は広域圏計画、地域計画の中の都市を論ずるもので、レッチワースの孤立的都市建設とは基本的に異なる性格を有する。

シュミットの都市論は“工場に代わって人間を”という基本から出発している。人間はその24時間の生活の中で「仕事をし、生活し、遊ぶという基本的欲求」<sup>15)</sup>をもつ存在である、とシュミットは言明する。ルールにおける工業の発展は無秩序に、あるいはほとんど「暴力的拡大」を伴い、仕事をし、生活し、遊ぶという人間の総合的生活環境を破壊した。空気はよごれ、太陽は奪われ、緑が後退した。工場を、その経済的都合だけで立地させず、住宅地との関連を配慮しつつ立地させなければならない。良好な環境条件をもつ純住宅地を建設し、工業生産空間と峻別すること、都市域の4分の1は緑とレクリエーション空間として用意すべきこと、さらに市町村道

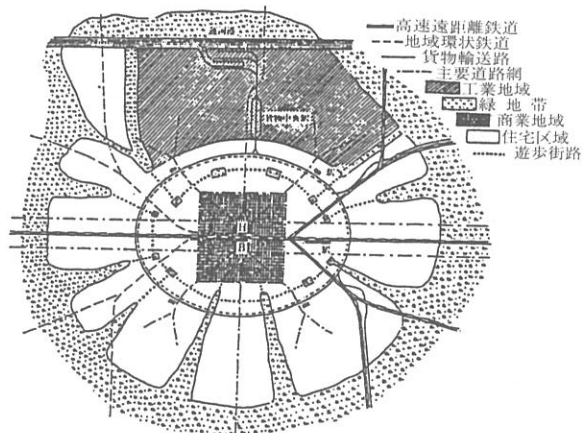


図4 ロバート・シュミットの“産業・生活田園都市”  
出典：R. Schmidt, Denkschrift, 1912, S. 84.

路に加えて住宅道路の拡張をすべきこと、などをシュミットは強調する。

資産家や土地所有者は現状に満足し、将来を見ない傾向がある。したがって道路を拡張し、駅を設け、緑地や墓地にいたるまでの公的施設を設けるためには、相当量の公有地が必要であり、私的所有権の制約もやむをえないものとする。こうした点に、彼は計画上の夢想家でなく実践家としての面目をみせている<sup>16)</sup>。

また彼は、ドイツに伝統的な都市民の“菜園労働”に着目する<sup>17)</sup>。農村地域からルール地域に集まった労働者は、かつては農村に育ち、農業に親しんできた人々であり、都市に出てもお菜園に親しむ条件をつくることが重要であると、シュミットはみている。この考え方は、のちにSVRの実践活動の中で継承され、各所で実現する。

このようにしてシュミットの都市論は、産業革命後の“工業都市 Industrie Stadt”から脱却し、人間の総合的生活環境としての産業・生活田園都市へと転換すべきであると構想する。

図4は、シュミットの産業・生活田園都市を具体的に図式化したものである。これは今日の都市計画論からみればなお不十分な点もあるであろう。しかし、われわれは、当時すでに産業と生活そして自然の三側面から明確な視点を設定し、24時間生活する人間が居住する都市たらしめようと意図している点に注目すべきであろう。経

済的インフラストラクチャーと文化的・社会的なインフラストラクチャーに分け、前者は経済発展に直接寄与する前提となる施設、後者はそれ以外の生活環境条件のための施設としている<sup>(18)</sup>。

いずれにしてもインフラストラクチャーの強化は、特定地域の経済発展とそこでの生活条件の改善に資する意味をもつ。日本で産業基盤整備、生活基盤整備と称されているものがこれにあたるといえよう。ただ、日本では最近ようやく生活基盤整備に目が向けられるようになったのに対し、西ドイツでは当初から両面の充実を意図し、総合的内容をもつ空間整備政策が実施されてきたことに注目しなければならない。

### 3. 都市分散配置論の展開

#### (1) クリスタラーの中心地論

ドイツの空間整備政策の理論の中核は、イスバリー G. Isbaryらのクリスタラー中心地理論適用によって完成するといわねばならないだろう。中心地理論はすでに「形成された」ドイツ空間構成の理論的究明の中から生まれ、それをさらに自覚的に「形成されるべき」空間のための理論として、戦後の西ドイツ空間整備政策の中心的な理論的バックグラウンドの位置を占めることになったのである(図5)。

中心地理論はミュラー、チューネン・コール、シュリューター、グラートマンなどを系譜とし、クリスタラー W. Christallerによって完成された。クリスタラー

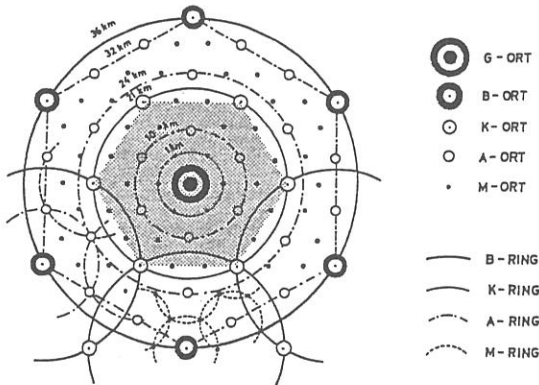


図5 クリスタラーの中心地理論図

の研究『南ドイツにおける中心地』Die zentralen Orte in Süddeutschland, 1933<sup>(19)</sup>は、当初ドイツ国内ではあまり評価されず、アメリカで高い評価を得たが、西ドイツでは第二次大戦後の空間整備政策の成立と並行して自国内で再評価されたのである。それに手を貸したのがクロナー G・Kroner やイスバリーであり、とくにイスバリーの論文「中心地とサービス領域 Zentrale Orte und Versorgungsbereiche」1966<sup>(20)</sup>によって、中心地理論は空間整備政策の中心に据えられることになった。

#### (2) レプケの「真の分散」論

レプケは戦後西ドイツの経済政策をリードしたが、彼には国土政策論もある。レプケのいう「いつもの分散」、「真の分散」とは何か。レプケは大都市の「リボン状の展開(郊外への分散)をいつもの分散と呼ぶ。それは都市中心部の密集地よりましだというだけで、単なる寝場所の分散にすぎない。それは通勤、買物、娯楽の遠隔化で、時間と金の浪費につながる。交通問題は増大し、高級住宅地労働者住宅地など土地利用の特殊化を引き起す。レプケは当時(1944年)すでに、今日の「交通地獄」の一般化を予言している<sup>(21)</sup>。

レプケのいう「真の分散」とは一言でいうならば、大都会を犠牲にして、新しい、いくつかの小規模の中心をつくること」にはかならない。「そうしてのみはじめて、新しい本当の共同体を生み出し、人間が自然な生活をなしうる条件をつくり出すことができる<sup>(22)</sup>。こうした中で、権力と財力の集中、過度の組織化・専門化・分業化の弊害を阻止しうる。「あらゆる巨大な規模、あらゆる巨大な関係は人間にふさわしい尺度に合わせて、縮められねばならない。「人間の身の丈」に合うもの、「人間的要因」によって経済が再構成されねばならない。そして社会的な重点は、上から下へ移されなければならない。社会は、家族から地方自治体や州を経て国家にいたるまで、自然的な、隣人よりなるいろいろな共同体が一糸みだれない階層の順序で並ぶ、というように有機的に構成されねばならない<sup>(23)</sup>。集中と巨大化の阻止、中小都市・中小経営への分散、下から上への再統合が、レプケの目指すものである。

レプケは、社会的市場経済の理論と地域主義的地域計

画論とを接合して、ビューローやディトリヒらによる戦後地域計画の確立に大きな理念的影響を与えた。彼の地域計画論は、大都市を拒否し、中小都市と周辺農村を結合する地方分散的な考え方に立っている。そうした条件の下でのみ、彼のいう財産の再確立、すなわち土地と家、そして菜園を所有する市民が自然のリズムに則った人間の生活を享受しようと説く。

### (3) ディトリヒの多数核分散型空間

ギルデマイスター R・Gildemeisterによれば、現在の西ドイツ空間整備政策の指導理念は、ディトリヒ E. Dittrich によってはじめて、そして彼の独壇場に近い形で定式化された。ディトリヒは、前記のレプケやビューローの地域主義的空間整備政策の理念を基底に据えつつ精力的に論文を著わし、1961年に連邦政府の地域政策に関する調整方針を定める専門委員会（SARO、1953年設置）の中心メンバーで、有名なSARO報告（Gutachten der Sachverständigen-ausschusses für Raumordnung, 1961）をまとめ、1965年の西ドイツ空間整備法 Raumordnungsgesetz 成立に貢献、その後の具体化の基礎をつくった<sup>24)</sup>。その中で彼が付加した点を少し述べておこう。

ディトリヒは初期自由主義に比して、現代経済政策は「社会的思潮 soziale Strömungen」を濃厚に蔵しているところに特徴があるとし、「社会的市場経済」「社会的法治国家」「社会的空間整備」などにみられるような「社会的」モーメントに着目、彼の空間整備論は社会政策的色彩の濃いものになっている。

ディトリヒはSARO報告の中で「社会政策的指導理念の一部としての空間整備の原則」という1章を設け、・自由の原則、・社会的均衡の原則、・保全の原則、の3点をあげている。

自由の原則とは、具体的には「立地・居住・消費、職業選択、生産、職場選択等に関する自由」などの保証を指す<sup>25)</sup>。社会的均衡の原則とは、いわゆる地域格差の是正であり、西ドイツ全地域の住民生活が「十分な平準化」をもって発展することを目標とする。ただここでは、決してどの地域でも無差別の生活の同一性（ないしは同種性）が約束されるというのではなく、「生活環境

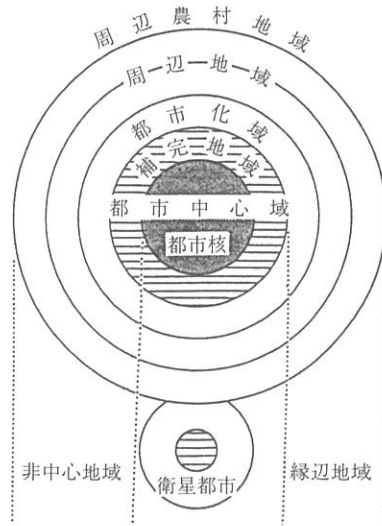


図6 都市地域概念図

出典：Geographische Zeitfragen, Nr. 7. 1982, S. 6

の同価値性 Gleichwertigkeit der Lebensverhältnisse」を意味している。「人口集中地域—農業地域」のさまざまな相対的な対照性ないしは個性を是認した上で、質的な格差は正をはかろうとするものである<sup>26)</sup>。

また保全の原則とは、職場の保全と健康の保全より成る。職場の保全とは、偏った地域産業構造がもたらすさまざまな困難や雇用上の危険性などを回避することであり、健康の保全とは、往々にして生産および立地の由由がもたらす煤煙、排気ガス、騒音、水質汚染、その他のいわゆる公害問題から住民の健康を守ることである。これは、もともと経済が「人間の存立を確保する手段」であることからすれば、当然の優先順位である。

以上からわかるように、社会的均衡の原則および保全の原則の二つは、第一の自由の原則を修正する視点を提示したものであって、ディトリヒはこの二つを「由由の調整」と呼んでいる<sup>27)</sup>。空間整備政策は自由の原則を基本としつつも、むしろ自由の調整に主眼を置いていることが理解されるのである。

以上の西ドイツ空間の構成を端的に表現すれば、「多数核分散型の空間」といえるであろう。これに対しフランス、イギリスのばあい、そして日本も加えて、「単一核集中型の空間」といえよう（図6）。このことは、私が西ドイツ地域計画アカデミー滞在中、所長のハウプナー

氏がこの図を書いてくりかえし私に強調した。その背景には、自然的・歴史的・政策的要因が考えられる。

以上のような実態から、イギリス、フランスの地域政策がパリ、ロンドンの過密状況をいかに緩和するかという、いわば後始末の消極的な「分散の原理」を基調にしているのに対し、西ドイツでは大都市を否定する「分散の原理」に加えて、むしろ点在する中小都市をいかに育成し、かつ有機的に結合するかという、さらには中小都市と農村の結合、農業と工業の結合といったもう一步進んだ積極的な「結合の原理」が優越しているように思う。私は西ドイツの地域主義的空間整備政策を、このような分散の原理と結合の原理の調和したもの、ないしは両者の緊張関係の上に立つものとしてとらえることが必要だと考える。

#### 4. 都市一農村結合政策論の展開

##### (1) 農業構造政策と地域構造政策の結合

次に農業構造の改善と関連してであるが、空間整備政策の中の地域経済構造政策、さらには広い意味での地域構造政策の重要性を見落とすことはできない。『空間整備白書』の構成からもわかるように、空間整備政策のうち連邦と州の共同課題として1968年に発足した「地域経済構造改善」Gemeinschafts-aufgabe “Verbesserung der regionalen Wirtschaftsstruktur” は、空間整備上の最も基本的な施策として位置づけられている。

日本と同様西ドイツにおいても、復興期から高成長期（1951～1965年）に入って、農工間の生産性・所得格差問題がしだいに表面化し、1955年にその是正を課題とする農業法が成立した。そのねらいは、農業構造改善政策によって農工間の“均衡”をはかり、必然となった貿易自由化の潮流に備えようとするものである。農業構造改善とは、耕地整理、経営規模拡大、機械化、農業資材の安価供給、そのための財政的措置、農業教育充実などを行うことである<sup>(23)</sup>。EU諸国でも同様の政策が推進された。しかし伝統的に地方分散を志向する西ドイツでは、人口・産業の大都市集中に早くから反省の声が高まり、その是正策としての空間整備対策が成立してきたのである。1968年の農業計画では、農業就業人口の維持という

従来の原則は矛盾があること、やはり農業の規模拡大と効率化が必要なこと、しかしそのことが人口を農村地域から流失させることになってはならないこと、また不十分な生活基盤をもつ農業者を、安定的に農外の場に就業促進することが、構造政策の足がかりになる<sup>(29)</sup>、と認識されていた。

ここには重大な指摘がある。すなわち日本では農業人口の減少は、当然農村人口の減少とイコールのことと観念され、大都市に押される近傍の中小都市には不安定な雇用が多く、若者の多くはひたすら膨張とその放任の中にある大都市へと流出したのである。しかし西ドイツでは農業人口の減少は必然としても、農村人口の減少は望ましくなく、その維持政策が必要だとの自覚的認識がなされている点である。西ドイツのように、個別農業経営規模の拡大と農村人口の維持を同時に達成しようとするれば、農業縮小あるいは経営・作業委託を目指す零細農の前に、安定した農外就業の場を近傍の中小都市に用意しなければならない事は自明である。いわゆる西ドイツ流の「居つきの工業化」の思想、すなわち在村のままでの安定就業条件の創出という考え方である。つまり都市と農村を分けて考えるのではなく、一体的に捉える思想である。

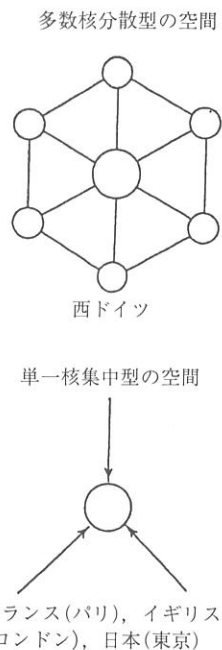


図7 国土空間の類型

## (2) バーナーの農村都市論—通勤可能性の追求

ドイツの地域政策の特質については繰り返し言及したが、バーナー-J. Barner, ヴェーリング H-J. Wehling の示す、理論化図式化された「都市域モデル」、図7も同じ考え方を取り、特に通勤可能性を前面に出している。

「この都市域概念は明確に通勤可能性の観点からのものであり、往復2時間（片道1時間）以内の通勤時間帯をおよその基準としている」<sup>(註30)</sup>。まさに「農村都市」ともいうべく、都市・農村を一体的に捉え、都市内にも農業を残し、また兼業農家を前提として、通勤可能性に基づき概念形成されている。

こうした考え方の前提条件を保証するのが、空間整備政策の最重要課題の一つとして、1968年に発足した“地域経済構造改善”政策に他ならない。この政策のポイントは、改めて言う、経済力の弱い農村地域に点在する中小都市を重点地区として設定し、市町村が行う基盤整備投資に対し、連邦や州が補助金を交付すること、当該地域での企業の拡張・新設に対し、投資額の15～20%（州により若干異なる）の補助あるいは租税の減免を行うこと、そして農業以外の商工業上の雇用を創出することにある。

そのような政策の原型は早くからあり、1959年に16カ所、1968年までに81カ所が指定され、この地域構造改善政策の確立とともに増加している。1975年には労働市場圏178を、通勤可能性という観点から地域区分し、312の重点地区振興が課題とされた。中心地とこの政策の振興重点地区としては必ずしも一致しないが、先に見たように、主として中級以上の中心地がその対象となっている。中級中心地（中小都市）つまり農外雇用のある場合、35分以内に到着可能な地域を理想とするが、まだそのような範囲に入らない部分をいかに少なくしていくかが、地域経済構造改善政策の課題であったと言ってよい。

## 5. EUの共通空間整備政策

1990年代にはいって、EU諸国は共通の空間整備政策の作成に取り組み発足させた。その内容はドイツの地域構造政策の拡張であった。このことはドイツ流の多数核

分散型空間、中小都市と農村の結合といった理念が評価され、採用されたといつてよい<sup>(註31)</sup>。

これまで述べたように、田園都市論、都市間結合、都市配置論、そして都市・農村結合のための地域構造政策論へと、都市と農村の関係は密接不可分のものとして理論構成され、イギリスからドイツへ、そしてヨーロッパ全域に適用されてきた。

## 6. 条件不利地域政策の成立と意味

そしてさらに現在、農村地域の中でも平場地域と中山間地域とでは、生産条件の差があり、これは人為的なものを超えた不可抗力の条件であるから、何らかの形で財政的補填が必要であるとの考え方が、EUを中心に次第に高まり具体化してきた。

今日本でとくに問題になっている条件不利とは、主として農地の傾斜度と積雪である。別に鳥獣害の問題もある。傾斜地は、基盤整備可能区画の大小、河川管理、畦畔管理、機械利用に影響し、平場と生産コストの差が生じるのである。平場と中山間の条件差は、他に標高差があるが、これは作物選択によって平場との季節的溫度差を利用した有利な生産条件ともなるので、必ずしも条件不利の要素とはなりにくい。また平場であっても土壌条件の差異等によって条件不利地域となりうる。

いずれにしても、条件不利なところは、経済学的には農業撤退可能性の高い耕境周辺地域である。しかしそれを補填によって維持・発展させようとする考え方は、新たな論理を必要とする。それが農業の多面的価値論であり、経済学的には外部経済論である。すなわち、市場原理貫徹の下では、耕境外の地域となる可能性の高いところでも、国土保全、災害防止、貯水・浄水機能、景観など農業生産活動の果たしている多面的機能、すなわちプラスの外部効果に着目して、これを維持保全、さらには発展へと繋いでいこうというのである。言い換えれば市場の失敗 market failure の一つの形に対する修正原理の適用である。私自身、その価値と機能について、これまで誰からも支払われることはなかったが、「農業は多元的価値産業」であり、「農村は多機能空間」と規定してきたので、これに対する直接所得補償（直接支払い）政策

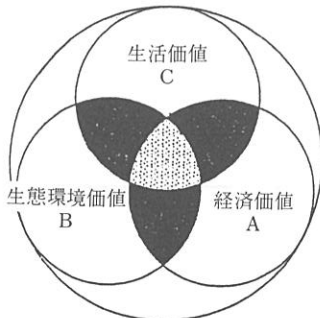
を歓迎支持するものである<sup>BE32)</sup>。

このように条件不利地域政策の成立は、経済効率性を重視してきた市場原理中心の農業政策に対し、全く新たな視点から修正原理を持ち込んだ政策の発足として大きな意味がある。今後マイナスの外部効果をゼロへと近づけていく、例えば、環境を守り安全な食品を供給する環境保全型農業への転換のための助成も、いずれ射程に上ることになる。EUでは、これも既に実施されているところである。

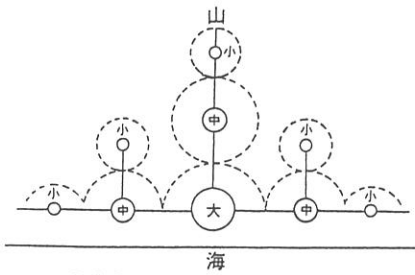
## 7. 日本の農村地域政策の課題

このように見てくると、日本の農村地域政策の課題がいくつか浮かび上がってくる<sup>BE33)</sup>。

第1に、日本には農業構造政策は存在したが、地域構造政策はなかったということである。すなわち東京・大阪を結ぶ東海道メガロポリスに集中投資することが、日本の復興と高度成長を促進するとの見地から、一次、二



場(地域, 国, 世界)  
図8 これからの農業・農村の課題(総合的価値の追求)



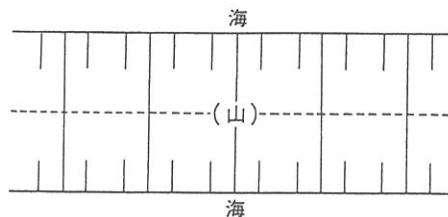
注：①②③④は、中心地(都市, 街区)の相対的規模をあらわしたもので、③は、都市でなく、地方の中心都市を意味する。

図9 (1) (楕型社会経済圏)

次の国土政策が構成された。そのため、激しい大都市集中、一極集中または過疎化の二極分化が進行した。農業の規模拡大をはかろうとすれば、当然余剰労働力が析出されてくる。その労働力吸収の場を、ドイツのように近傍の中小都市振興によって用意するか、日本のように大都市に吸収するかは全く大きな違いを結果する。ドイツは地域構造政策によって中小都市に雇用の場を用意して、均衡のとれた多数核分散型の空間を形成し、かつ高度成長を遂げた。これが今日の基本的な、計画上の問題を構成している。

第2に、日本では地域政策の欠落によって、農村地域を人間らしい生活の場として形成できず、過疎地域が広範に存在するという点である。ドイツでは、シュミットのいうように、人間を仕事をし、生活し、遊ぶトータルな存在として捉える。また生態系を重視するビオトープの思想も高まっている。私たちの暮らしの場は、生産の場であり、生態環境の場であり、生活の場である。すなわち経済価値、生態環境価値、生活価値の同時的、調和的実現の場である。さらに言い換えれば、経済的に豊かな村、美しく健康な村、楽しい村の形成ということになる。そこは長い人生を送るに値する、トータルな生の場として形成されなければならない。それらを満たす基盤整備、環境創造が必要である。ここに最も重要な農村地域計画上の課題がある。この場合にも都市と農村の結合が必要である(図8)。

第3に、日本においても多数核分散型の国土政策を進めるとして、そのあり方は当然ドイツと異なるものであろうが、そのような構想がない、またはあっても具体化の方策を持たないという点である。



(2) (楕状多数核分散型空間)



ではどのような国土のあり方を構想するのか。私は以前より楕状多数核分散型の空間形成を主張している。それは図9のように高度成長下で衰退した流域社会経済圏と、発展を重ねた沿海部社会経済圏を一定の単位で結合しようとするものである。

第4に、以上のような構想は農水省単独で実現できるものではなく、各省庁の縦割りの機能を超えた連携が不可欠である。

#### 注

注1) 本稿での歴史的な考察の部分について詳しくは、祖田修『都市と農村の結合』大明堂、1997年、を参照されたい。

注2) 「食糧・農業・農村基本問題調査会・答申」同調査会、1998年9月。

注3) Ebenezer Howard, Garden Cities of Tomorrow, 1965年版、長素連訳『明日の田園都市』鹿島出版会、45頁。

注4) 同上初版本は1898年に、Tomorrow-A Peaceful Path to Real Reformとして出版された。

注5) 前掲注3), 39頁。若干訳を変更した。

注6) 同79頁。

注7) 同88—96頁。

注8) Theodor Fritsch, Stadt der Zukunft, 1896.

注9) 同, s.5-6

注10) 同, s.6

注11) 同, s. 11, s. 25

注12) Klaus Bergmann, Agrarromantik und Grossstadteindschaft, 1970, s. 149にもその指摘がある。

注13) Robert Schmidt, Denkschrift betreffend Grundsätze zur Aufstellung eines General-Siedlungsplanes für den Regierungsbezirk Düsseldorf, 1912, s. 6.

注14) M. Phannschmidt, Robert Schmidt, in ; Raumforschung und Raumordnung, 1970, Heft 2, s. 62.

注15) G. Scheinhauer, Robert Schmidt, 1967, s. 12.

注16) 同, s. 14-15.

注17) 同, s. 25.

注18) Froriep, Der Siedlungsverband und Ruhrkohlenbezirk-sein Werden und Wirken 1920-1970, in ; Raumforschung und Raumordnung, 1970, H2, s. 53.

注19) W. Christaller, Die zentralen Orte und Suddeut- chland, 1933. 江沢譲爾『都市の立地と発展』大明堂, 1969年。

注20) G. Isbary, Zentrale Orte und Versorgungsbere- che, 1965.

注21), 注22) W. Röpke, Civitas Humana, 1944, s. 287, 喜多村浩訳『ヒューマニズムの経済学』頸草書房, 317頁。

注23) 同, s. 276, 邦訳298頁。

注24) R. Gildemeister, Landesplanung, 1973, s. 40-41.

注25) E. Dittrich u. a., Gutachten des Sachverständi- genausschusses für Raumforschung (いわゆるSAR O報告) 1961, s. 52-53.

注26), 注27) 前掲注24), s. 32, s. 42.

注28) 救仁郷繁『西ドイツの農業経済』農林水産業生産性向上会議, 1960年, 319頁。

注29) 全国農業新聞, 1977年12月9日号。

注30) J. Barner, Einführung in die Raumforschung und Landesplanung, 1975, s. 89-90. H-W. Wehling, Probleme der Raumforschung am Beispiel des Verstärkerprozesses ländlicher Gemeinden, in ; Geographische Zeitfragen, 7, 1982, s. 6. この都市概念図は、アメリカで作られたものをO. Boustedtがドイツに導入した。それがドイツ的に解釈・利用されているとってよい。(R. Gildemeister, Landesplanung, 1973, s.76).

注31) Bundesministerium für Raumordnung, Bauwesen und Stadtebau ; Grundlagen einer Europäischen Raumentwicklungspolitik, 1995, s. 10. Federal Ministry for Regional Planning, Bildung and Urban Development ; Synopsis of Spacial Planning Objectives of European Countries, 994, s. 2.

注32) 「中山間地域等直接支払制度検討委員会報告」同委員会, 1999年7月。

注33) 拙著, 前掲注1), 祖田・大原・加古『持続的農村の形成』富民協会, 1996年, および「農村地域政策の課題」『農村計画学会誌』17巻4号, 1999年3月, 329—339頁, 他参照。

# 食料・農業・農村基本法制定に至った背景と同法の概要

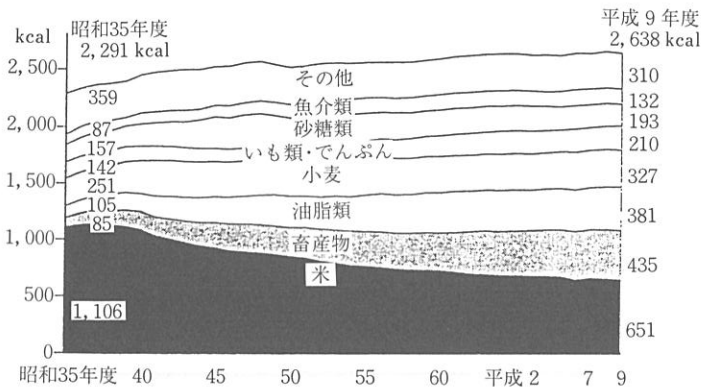
三木 秀一\*

## 1. 食料

### (1) 国民の食生活の推移

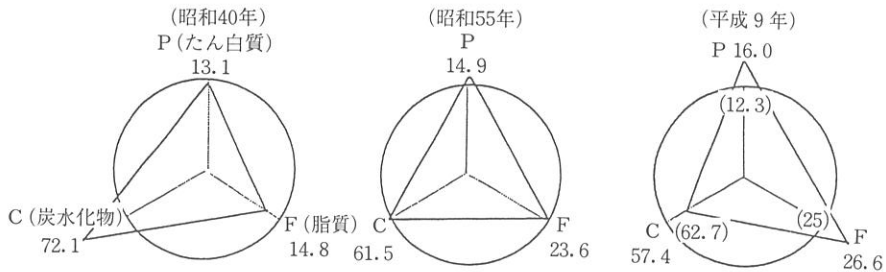
国民の食生活は、戦後の食糧難の時代から、所得水準の向上や生活様式の変化に伴って高度化、多様化し、平

○国民1人1日当たり供給熱量の構成の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

○栄養バランスの推移 (%)



資料：厚生省「国民栄養調査」, 「日本人の栄養所要量」

注：適正比率は、年齢階層毎に異なっていることから、(平均値)は以下のように求めた。

- ① 脂質は、18歳以上階層の適正比率(20~25%)の上限25%
- ② たん白質は、18歳以上階層の適正比率を人口で加重平均した12.3%
- ③ 炭水化物は、100%から脂質・たん白質の比率を差し引いた62.7%

均的には栄養バランスのとれた「日本型食生活」ともい  
うべき健康的で豊かなものへと変化した。

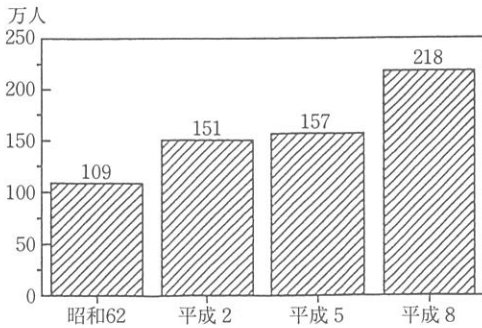
その食生活の内容は、米、野菜、魚、大豆を中心とした伝統的な食生活パターンに、主食である米の消費が減少する一方、肉、牛乳・乳製品、油脂、果物が豊富に加わり、極めて多様なものとなっている。

最近では、成人病との関係で、脂肪の過剰摂取や穀類の過小摂取等栄養の偏りが問題となっている。

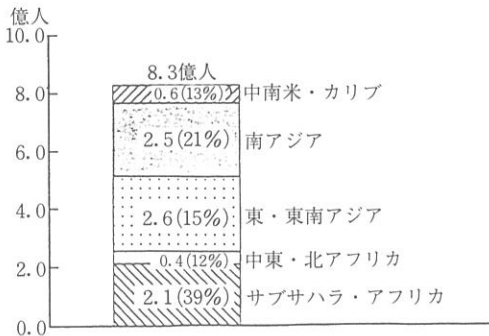
また、世界には8億人を超える栄養不足人口が存在する中で、廃棄等の無駄の多い我が国食生活への問題も指摘されるようになっている。

\* 農林水産省大臣官房企画室長補佐(みき しゅういち)

○生活習慣病の増加（治療中の糖尿病患者数の推移） ○世界の栄養不足人口（1994/96年）

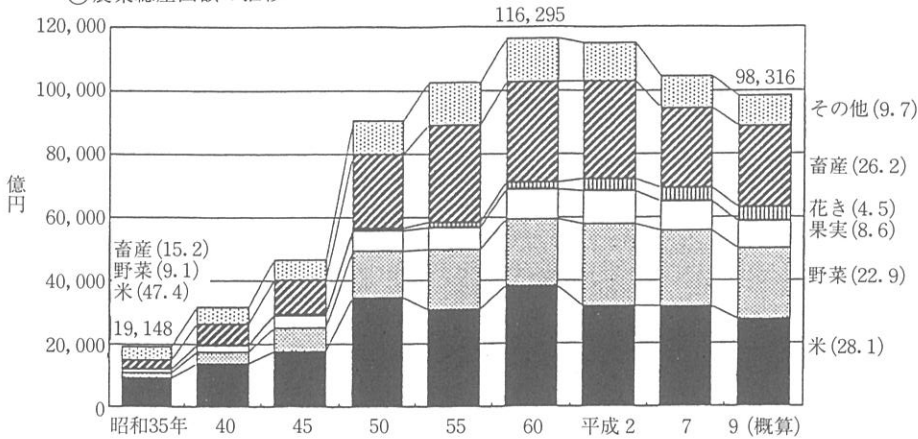


資料：厚生省「患者調査」



資料：FAO公表資料  
注：( )内は地域人口に占める割合である。

○農業総産出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(2) 食生活の変化と国内の農業生産

国内の農業生産は、戦後の米・麦等の食糧増産の後、国民の所得向上に伴い消費が増大すると見込まれる畜産物、果実、野菜等の生産拡大（選択的拡大）を目指してきた。

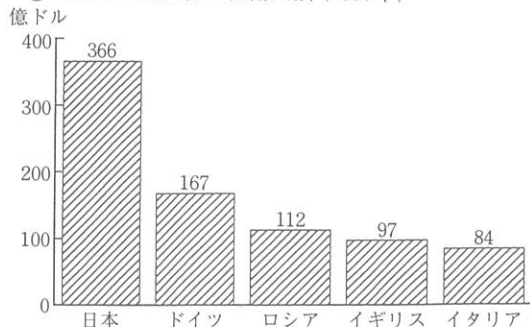
国内での畜産物、果実、野菜等の生産は拡大したが、米については、消費の減少により生産過剰となり、昭和40年代半ばから、生産調整を実施している。

・米の消費 昭和35年 115kg/1人年間 → 平成9年 67kg（ピークは昭和37年 118kg）

一方、畜産物生産に必要な飼料穀物や搾油用の大豆等はコスト等の関係から国内生産では対応できず、そのほとんどを外国からの輸入に依存することになった。

・飼料穀物輸入量 1,605万トン（平成9年）  
 ・大豆輸入量 506万トン（平成9年）  
 （参考）国内米生産量 1,003万トン（平成9年）

○主要国の農産物の純輸入額（1997年）

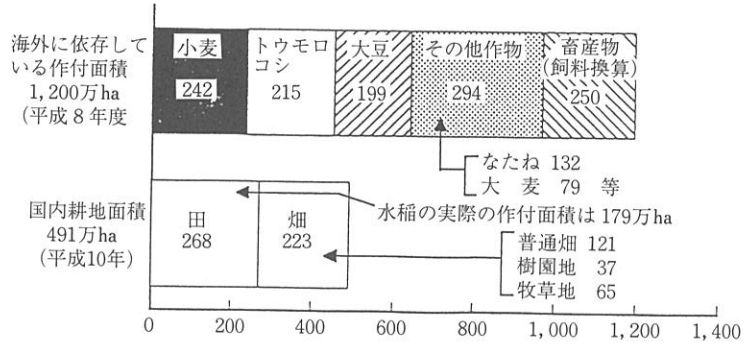


資料：FAO「FAOSTAT」  
注：純輸入額＝輸入額－輸出額

○主な輸入農産物の生産に必要な海外の作付面積

現在、我が国は世界第1位の農産物の純輸入国であり、我が国が輸入している農産物の生産に必要な海外の農地面積は、国内農地面積（491万ha）の約2.4倍に相当する1,200万haに及んでいる。

○主な輸入農産物の生産に必要な海外の作付面積



資料：農林水産省「食料需給表」, 「耕地及び作付面積統計」, 大蔵省「貿易統計」  
 USDA「Agricultural Statistics」, FAO「Production Yearbook」

(3) 食料の安定供給に対する期待

このように、国民の食料消費と国内農業生産のかい離が進んだ結果、我が国の食料自給率は年々低下し、平成9年度にはカロリーベースで41%、穀物自給率で28%と、主要先進国中で最も低い水準（OECD加盟29カ国中28位、29位はアイスランド）となっている。

世界的な人口増加や開発途上国の食生活の改善等により、世界の食料需給が長期的には逼迫する可能性もあると見込まれる中で、国民の多くは、将来の我が国の食料事情に不安を抱いている。

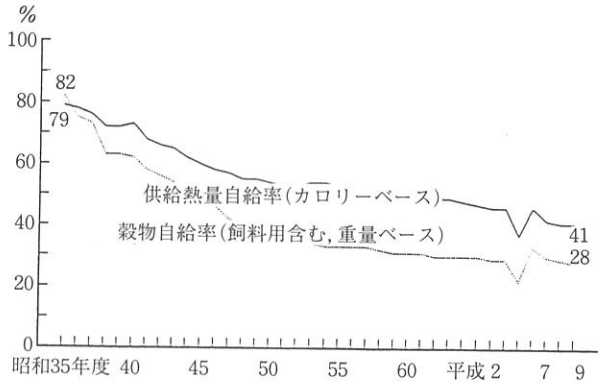
- ・世界の人口予測 1995年 57億人 → 2025年 80億人
- ・畜産物1kgの生産に要する穀物量（とうもろこし換算）

鶏卵 3kg, 鶏肉 4kg,  
 豚肉 7kg, 牛肉 11kg

また、食生活の高度化に伴い、国民は、栄養面だけではなく、食品の品質や鮮度、安全性等に対する関心を高めている。

食料は国民生活にとって最も基礎的な物資である。国民のくらしのいのちの安全と安心を確保するためには、将来にわたり、良質な食料を合理的な価格で安定的に供給していくことが不可欠である。

○我が国の食料自給率の推移

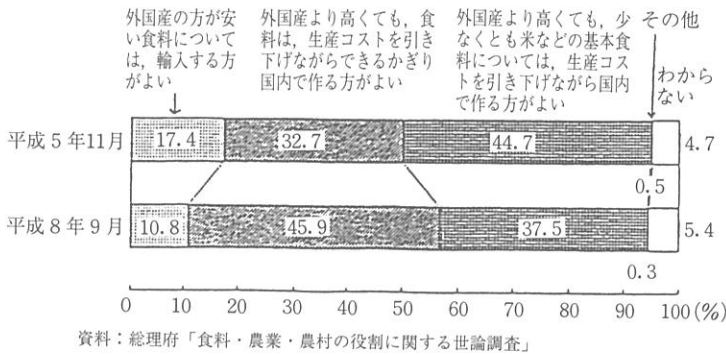


資料：農林水産省「食料需給表」  
 注：平成5年は米の大不作の影響を受けている。

○食料自給率の低下（昭和40年度73%→平成9年度41%）要因

- ① 米の消費の減少（寄与率34%）  
 米の1人1年当たり供給純食料  
 111.7kg（昭和40年度） → 66.7kg（平成9年度）（4割減）
- ② 輸入飼料穀物に依存せざるを得ない畜産物の消費の増加（寄与率約15%）  
 肉類の1人1年当たり供給純食料  
 9.2kg（昭和40年度） → 30.7kg（平成9年度）（3.3倍）  
 牛乳・乳製品の1人1年当たり供給純食料  
 37.5kg（昭和40年度） → 93.2kg（平成9年度）（2.5倍）  
 飼料穀物の輸入量  
 597万トン（昭和40年度） → 1,605万トン（平成9年度）（2.7倍）
- ③ 輸入原料に依存せざるを得ない油脂類の消費の増加（寄与率約16%）  
 油脂類の1人1年当たり供給純食料  
 6.3kg（昭和40年度） → 15.0kg（平成9年度）（2.4倍）  
 牛乳・乳製品の1人1年当たり供給純食料  
 37.5kg（昭和40年度） → 93.2kg（平成9年度）（2.5倍）  
 大豆・なたねの輸入量  
 195万トン（昭和40年度） → 712万トン（平成9年度）（3.7倍）

○我が国の食料の生産、供給のあり方



2. 農業

(1) 農業の生産性及び農家の生活水準の推移

農地改革による農村の民主化の実現の後、我が国経済の高度経済成長の過程で顕在化した農業と他産業との間の生産性と生活水準（所得）の格差の是正を図るため、昭和36年に農業基本法を制定し、農業の発展と農業従事者の地位の向上に向けた政策を展開してきた。

農業の生産性は、機械化の進展、農業生産基盤の整備、反収の向上等により相当程度向上した。

・田植機の普及率

昭和45年 3.0% → 平成9年 99.3%

・コンバインの普及率

昭和45年 5.0% → 平成9年 99.6%

・水田整備率（30 a 以上）

昭和38年 2.4% → 平成9年 55.2%

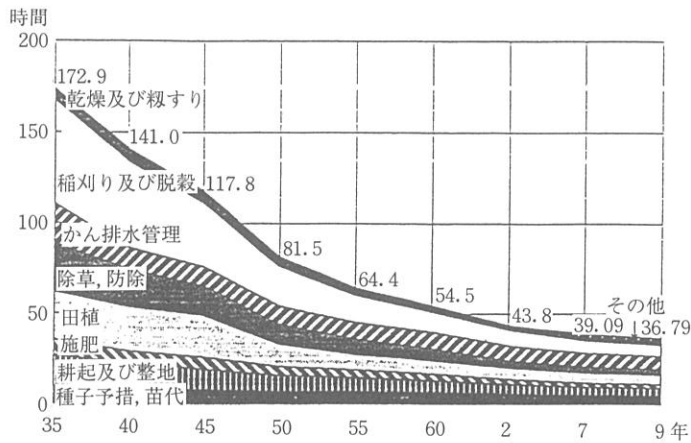
・水稲反収（10 a あたり）

昭和35年 403kg → 平成9年 504kg

しかしながら、農業経営の規模については、国土面積の制約や兼業化の進展等の下で、土地制約の少ない畜産や施設園芸においては規模拡大が進展したものの、稲作等の土地利用型農業においては規模拡大のテンポが緩やかで、北海道を除くと、依然、規模の小さい経営が多い。

農家は、高度経済成長に伴う就業機会の増大等を背景に兼業所得を増大させた結果、今日、農家と非農家との間の生活水準（所得）の格差は是正された。

○水稲作の10 a 当たり作業別投下労働時間の推移（全国、販売農家）

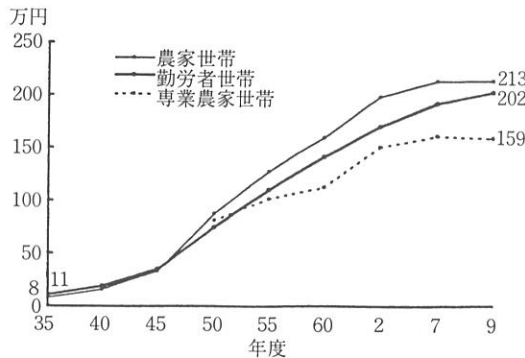


○1戸当たり平均経営規模の推移

|  | 昭和35年<br>(A) | 50    | 60     | 平7<br>(B) | 10      | (B/A)           |
|--|--------------|-------|--------|-----------|---------|-----------------|
| 経営耕地 (北海道<br>都道府県)                     | 3.54ha       | 6.76  | 9.28   | 12.64     | (15.87) | 6.5倍            |
|  | 0.77ha       | 0.80  | 0.83   | 0.92      | (1.21)  | 1.6倍            |
| 水稲<br>乳用牛<br>肉用牛<br>養豚<br>採卵鶏<br>ブロイラー | 55.3ha       | 60.1  | 60.8   | (85.2)    | (84.3)  | 1.5             |
|  | 2.0          | 11.2  | 25.6   | 44.0      | 49.7    | 24.9            |
|  | 1.2ha        | 3.9   | 129.0  | 17.5      | 21.3    | 17.8            |
|  | 2.4          | 33.4  | 7,900  | 545.2     | 739.1   | 308.0           |
|  | -            | 3,400 | 21,400 | 20,059    | 26,957  | 33.7<br>(10/40) |
|  | -            | 7,596 |        | 31,100    | 33,200  | 37.2<br>(10/40) |

資料：「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「家畜の飼養動向」、「畜産物流通統計」  
注：平成7年及び10年の（ ）の数値は、販売農家の数値である。

○農家と勤労者世帯の世帯員1人当たりの所得の推移



資料：農林水産省「農業経営動向統計」、総務庁「家計調査」  
注：農家所得は年金・被贈等の収入を加えた農家総所得としている。  
専業農家は基幹男子（15歳～60歳までの男子）が専従している農家としている。

・65歳以上人口

昭和40年 13% → 平成9年 48%

また、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地についても、住宅地等への転用等から面積が減り続けるとともに、近年、耕作放棄地も増加し、利用率が低下している。

・農地面積

昭和35年 607万ha → 平成10年 491万ha

・耕作放棄地

昭和60年 9万ha → 平成7年 16万ha

・耕地利用率

昭和35年 134% → 平成9年 95%

(2) 経済社会の変化と農業の状況

高度経済成長に伴い、農業部門から他産業部門への労働力の移動が進行したこと等から、農家戸数は一貫して減少し、兼業農家の比率が高まった。また、農業従事者も減少と高齢化が進展し、「昭和一けた世代」のリタイアの時期が近づいている。

・農家戸数

昭和35年 606万戸 → 平成10年 329万戸

・農業就業人口

昭和35年 1,273万人 → 平成10年 308万人

こうした中で、最近では、

・法人形態をとる農業経営が増加しつつある

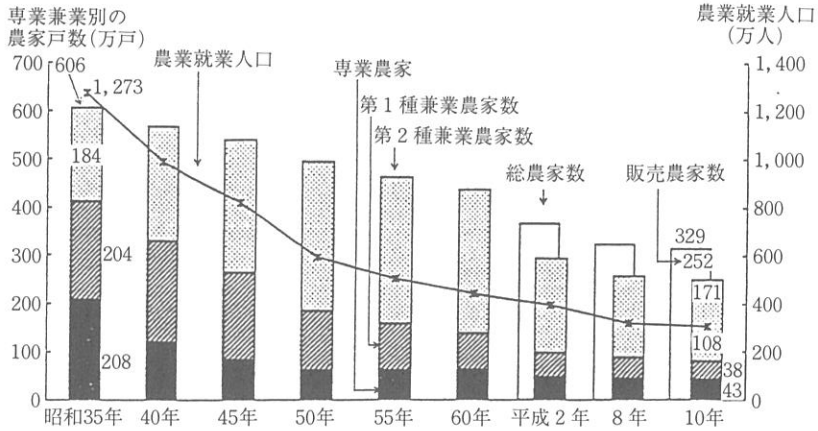
・農業外からの参入も含めた新規就農者が増加傾向にある

等の新たな動きがみられるほか、

・集落単位で農業者が共同し、地域の営農を一体として継続する体制を作る

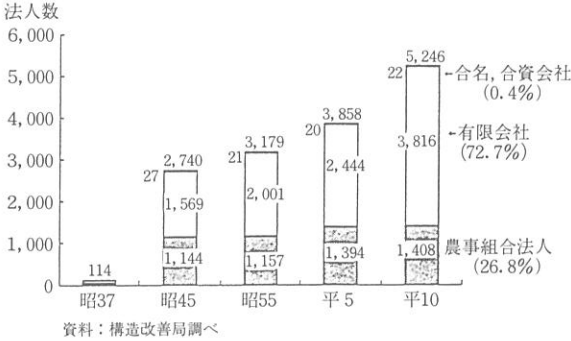
・担い手が不足している地域において、市町村や農協が農地等の生産資源の管理や農業生産活動の維持に参画する

○ 専業兼業別の農家戸数と農業就業人口の推移



資料：総務庁「労働力調査」、農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」  
 注：1) 平成2年、8年及び10年の専業兼業別農家戸数は、販売農家の内訳である。  
 2) 昭和35年の農業就業人口は、林業を含む。

○ 農業生産法人数の推移



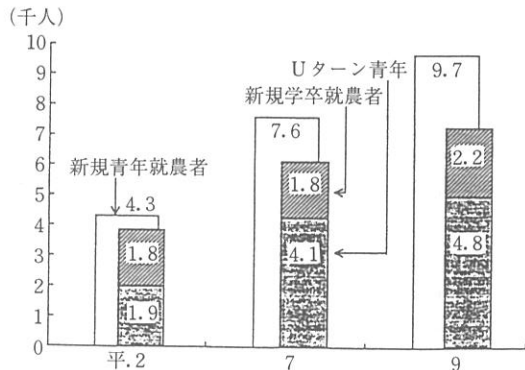
○ 畜産に占める農家以外の農業事業体のシェア

(単位：%)

|                | 昭和60 | 平成2  | 平成7  |
|----------------|------|------|------|
| 肉用牛（肥育牛）飼養頭数   | 17.2 | 18.3 | 20.8 |
| 肥育豚飼養頭数        | 27.1 | 30.2 | 38.8 |
| 採卵鶏飼養羽数(6ヶ月以上) | 42.3 | 49.7 | 58.5 |
| ブロイラー出荷羽数      | 41.1 | 45.3 | 47.8 |

資料：農林水産省「農林業センサス」  
 注：農家以外の農業事業体は、販売目的のものである。

○ 新規就農青年の推移



資料：農林水産省「農業構造動態調査」  
 注：1) 新規青年就農者とは、新規就農者のうち39歳以下のもの。  
 2) 新規学卒就農者とは、農家子弟で新規学卒者のうち主に自営農業に従事したものであり、2年は総農家、7、9年は、販売農家の数値。  
 3) Uターン青年とは、他産業からの離職就農者のうち離職後の就業状態が「農業が主」で、かつ34歳以下のもの。

等の農業生産の担い手を幅広く確保するための多様な取り組みがみられるようになっている。

我が国は、急峻・狭あいな国土条件や高地価、高賃金、高エネルギー価格等の中で、諸外国と比べて農産物の生産コストが割高とならざるを得ない面があり、国際化の進展により国産農産物と輸入農産物の競合も強まる中で、近年、国内の農業生産は頭打ちの状況になっている。

こうした中でも、新たな品種や栽培方式、機械等の農業技術の開発の成果を農業者が創意と工夫により積極的に経営に取り入れ、また、地域の実情を踏まえて消費者の需要に即した経営展開を行うことにより、めざましい経営発展を遂げている例がある。

○農地条件，賃金，生産資材価格，光熱料金の日米比較（1995年）

|                      | 日 本    | 米 国               | 日本/米国         |
|----------------------|--------|-------------------|---------------|
| 農 地 条 件              |        |                   |               |
| 農家1戸当たり農用地面積(ha)     | 15     | 189.8             | 1/27          |
| 農 用 地 価 格 (千円/10a)   | 1,697  | 15.0              | 113倍          |
| 製 造 業 賃 金 (円/h)      | 2,206  | 1,233             | 1.8倍          |
| 生産資材価格 (硫安・円/t)      | 33,650 | 20,650<br>～18,020 | 1.6倍<br>～1.9倍 |
| 電 気 料 金 (円/kwh)      | 17.4   | 4.4               | 4.0倍          |
| ガ ソ リ ン 価 格 (円/リットル) | 108.1  | 28.5              | 3.8倍          |

資料：農林水産省調べ

注：電気は産業向け販売価格，ガソリンはスタンド等における平均小売価格である。

○国民1人当たりの耕地面積の各国比較（1998年）

| 国 名               | 日 本 | 米 国   | E U  |      |      |      |
|-------------------|-----|-------|------|------|------|------|
|                   |     |       |      | フランス | イギリス | ドイツ  |
| 国民一人当たり耕地面積 (a/人) | 3.9 | 143.2 | 34.2 | 48.5 | 28.2 | 20.9 |
| 国民一人当たり耕地面積の比較    | 1   | 36.6  | 8.8  | 12.4 | 12.4 | 5.3  |

資料：「耕地及び作付面積統計」，FAOSTAT

○水稲の大規模低コスト経営の例

- ・集落の稲作作業（27ha）を一括して行っている例（岩手県前沢市）  
生産費は全国平均の約8割，労働時間は全国平均の約5割を実現
- ・大区画の水田（7.5ha）で直播による稲作経営を実施している例（茨城県新利根町）  
生産費は全国平均の約6割，労働時間は全国平均の約1割を実現

○外国産果実の輸入に対抗している国内産果実の例

- ・さくらんぼは，昭和53年に主要輸出国からの輸入が解禁になったが，品質の高さにより，外国産に比べ市場価格も高く，（国産1,739円/kg，輸入978円/kg（平成9年）），生産も順調に伸びている（国内生産量）昭和50年 13千トン → 平成9年 19千トン）。
- ・りんごは，平成5年に主要輸出国からの輸入が解禁になったが，品質，食味等から，現在では，ほとんど輸入はない。

○技術開発により，収量の増大，周年栽培化を実現した野菜（いちご）の例

いちごについては，ウイルスフリー苗の導入・普及と「山あげ栽培」等の促成栽培技術の開発・普及により，収量の増加と周年栽培化を実現

- ・東京都中央卸売市場における  
いちごの出荷量（12月）（昭和55年）1,399トン → （平成9年）3,189トン（2.3倍）

○花き生産額の増加

国内農業生産額が総じて伸び悩んでいる中，花きについては需要の増加を背景にその生産を大きく伸ばしている。

- ・農業総生産額  
昭和60年 11兆6,295億円 → 平成9年 9兆8,316億円（0.8倍）
- ・花き生産額  
昭和60年 4,145億円 → 平成9年 6,343億円（1.5倍）



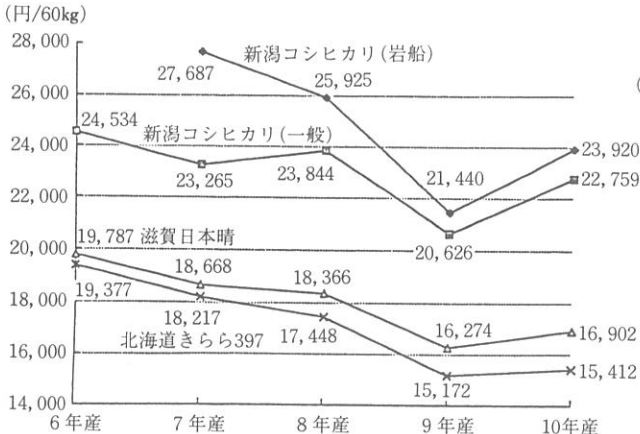
(3) 農業の持続的な発展に対する期待

我が国の食料の生産・供給のあり方につき、国民の多くは、できる限り国内で作る方がよいと考えており、生産性の向上を図りつつ、高水準の農業技術や国産農産物の特徴を活かし、消費者の需要に即した農業生産を展開していくことが求められている。

その際、例えば、稲作生産が、需要が減少する中にあっても価格形成を市場原理に委ねる一方、経営安定対策を講ずることにより活性化してきているように、消費者の需要に即した農業生産の推進のための制度の見直しや経営対策の充実が必要となっている。

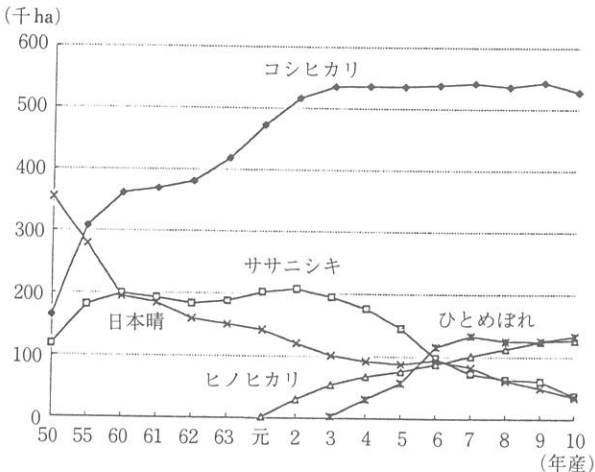
特に稲作を中心とする土地利用型農業については、自給率の低い、麦、大豆、飼料作物の需要に応じた価格形

○自主流通米価格の推移



注：1) 自主流通米価格は、入札取引の指標価格（落札価格を落札数量により加重平均した価格）であり、裸一等、消費税を含まない価格である。  
2) なお、10年度の指標価格については、第1回から第9回入札取引までの平均価格である。

○水稲うるち米品種別作付面積の推移



成、生産体制の確立等の検討が喫緊の課題となっている。

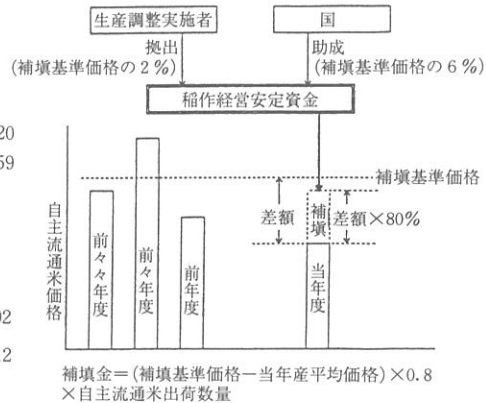
・品目別自給率（平成9年）

小麦 9%，大麦 7%，大豆 3%

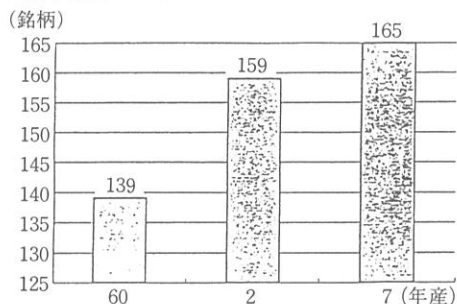
また、地球環境問題への関心の高まりの中で、元来、自然循環の中で営まれる農業生産を、より環境と調和したものとしていくため、化学肥料や農薬の使用の低減、資源のリサイクルの促進等を図っていくことが求められている。

このため、必要な農地、農業用水の確保と有効利用、次代の農業経営を担う意欲的な人材の幅広い確保、環境との調和を含めた技術の開発・普及等国内農業の持続的な発展の基礎条件を整備しつつ、農業者の創意と工夫による経営発展を支援していく必要がある。

○稲作経営安定対策



○水稲うるち米の銘柄数の推移



注：銘柄数は、農産物検査法に基づく産地品種銘柄の数である。

○基本法が目指すもの

|                     |   |  |
|---------------------|---|--|
| <p>食料<br/>多面的機能</p> | <p><b>現行農業基本法</b></p>   | <p><b>食料・農業・農村基本法案</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>食料の安定供給の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良質な食料の合理的な価格での安定供給</li> <li>・国内農業生産を基本とし、輸入と備蓄を適切に組み合わせ</li> <li>・不測時の食料安全保障</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>多面的機能の十分な発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等</li> </ul> </div> </div>  |
| <p>農業</p>           | <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">農業の発展と農業従事者の地位の向上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>生産性と生活水準(所得)の農工間格差の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産政策</li> <li>・価格・流通政策</li> <li>・構造政策</li> </ul> </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農業の持続的な発展</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・水・担い手等の生産要素の確保と望ましい農業構造の確立</li> <li>・自然循環機能の維持増進</li> </ul> </div>  |
| <p>農村</p>           |   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農村の振興</p> <p>農業の発展の基盤として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の生産条件の整備</li> <li>・生活環境の整備等福祉の向上</li> </ul> </div>  |
|                     | <p><b>ポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業の生産性の向上</li> <li>○農業生産の選択的拡大と農業総生産の増大</li> <li>○農産物の価格の安定</li> <li>○農産物の流通の合理化等</li> <li>○家族農業経営の発展と自立経営の育成</li> <li>○協業の助長</li> </ul>   | <p><b>ポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画の策定～食料自給率の目標設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念や基本的施策を具体化するものとして策定。5年ごとの施策に関する評価を踏まえ、所要の見直し</li> <li>・食料自給率の目標につき、国内農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者の取組課題を明確化した上で設定</li> </ul> </li> <li>○消費者重視の食料政策の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料の安全性の確保・品質の改善、食品の表示の適正化</li> <li>・健全な食生活に関する指針の策定、食料消費に関する知識普及</li> <li>・情報提供</li> <li>・食品産業の健全な発展</li> </ul> </li> <li>○望ましい農業構造の確立と経営施策の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的・安定的経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立</li> <li>・専業的農業者等の創意工夫を生かした経営発展のための条件整備。家族農業経営の活性化、農業経営の法人化の推進</li> </ul> </li> <li>○市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策</li> <li>○自然循環機能の維持増進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・肥料の適正使用、地力の増進等により環境と調和した農業生産を展開</li> </ul> </li> <li>○中山間地域等の生産条件の不利補正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な農業生産活動が維持されるための支援（直接支払）</li> </ul> </li> </ul> |

国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展

## 第1 基本理念

### 1 食料の安定供給の確保

- ① 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。
- ② 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の供給及び需要が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産を基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。
- ③ 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。
- ④ 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の激増等の不測の要因により国内における供給が相当の期間著しくひびくこと、又はひびくおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

### 2 多面的機能の発揮

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外に多面的にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

### 3 農業の持続的な発展

農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効果的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されることともに、農業の自然環境貢献（農業生産活動が自然界における生物を介する物質循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

### 4 農村の発展

農村については、農業を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その発展が図られなければならない。

## 第2

### 食料・農業・農村基本計画

#### 1 計画の決定

政府は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を決定

#### 2 計画の目的

ア 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針  
イ 食料自給率の目標（国内農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者等の関係者の取り組むべき課題を明確化）  
ウ 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（農村に関する施策は、国土の総合的な利用、開発、及び保全に関する国の計画との調和を保つ）  
エ その他食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要事項

#### 3 計画の見直し

おおむね5年ごとに、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえ、基本計画を変更

## 第3

### 食料の安定供給の確保に関する施策

#### 1 食料確保に関する施策の概要

- ① 食料の安全性の確保と品質の改善を図るとともに消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理・品質管理の高度化、産地の表示の適正化等を推進
- ② 健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供を実施

#### 2 食品産業の健全な発展

食品産業の健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減と資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携、流通の合理化等を推進

#### 3 農産物の輸出入に関する措置

- ① 国内生産では確保が困難な食料その他の農産物の輸入による競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えらるおそれがある場合で緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限等を実施
- ② 農産物の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化等を実施

#### 4 不測時に備える食料安全保障

不測の事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限等を実施

#### 5 国際協力への推進

世界の食料供給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する国際協力を推進

## 第4

# 農業の持続的な発展に関する施策

### 1 望ましい農業構造の確立

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農類型及び地域の特性に応じ、生産基盤の整備、経営の規模拡大等農業経営基盤の強化を促進

### 2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開

専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が、創設工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営の発展とその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化、農業経営の法人化を推進

### 3 農地の確保及び有効利用

国内の農業生産に必要な農地の確保とその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用等を推進

### 4 農業生産の基盤の整備

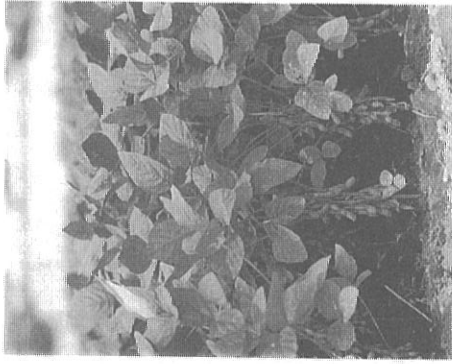
良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これら有効利用を図ることにより、生産性向上を促進するため、地域の特性に依りて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進等の農業生産の基盤の整備を推進

### 5 人材の育成及び確保

① 効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の技術及び経営管理能力の向上、新規就業者に対する技術及び経営方法の習得等を促進  
② 国民が農業に対する理解と関心を深めるよう、農業に関する教育を奨励

### 6 女性の参画の促進

女性の農業経営における役割を適正に評価し、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進



### 7 高齢農業者の活動の促進

高齢農業者の役割分担とその有する技術・能力に依り、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉を向上

### 8 農業生産組織の活動の促進

地域の農業における効率的な農業生産の確保のため、集落を基礎とした農業者の組織等農業生産活動を共同で行う組織、農作業の受け担組織等の活動を促進

### 9 技術の開発及び普及

技術の研究開発の目標の明確化、国・都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に依りた農業に関する技術の普及事業を推進

### 10 農産物の価格の形成と経営の安定

① 消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、施策を実施  
② 農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するための施策を実施

### 11 農業災害による損失の軽減

災害による損失の合理的な補てんその他の施策を実施

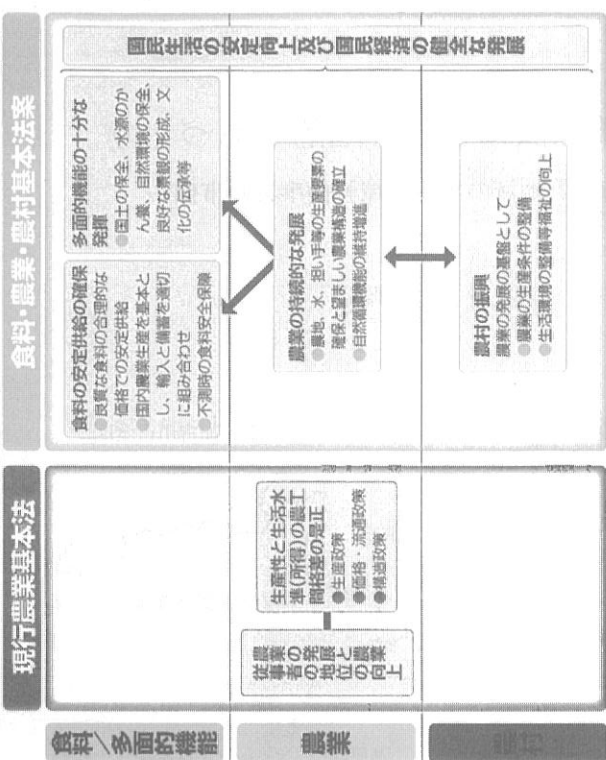
### 12 自然環境指標の維持増進

農業の自然環境指標の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜糞せつ物等の有効利用による地方の増進等を推進

### 13 農業資材の生産及び流通の合理化

農業経営における資材費の低減に資するため、農業資材の生産及び流通の合理化を促進

# 基本法が目指すもの



- ### ポイント
- 基本計画の策定～食料自給率の目標設定
    - ・基本理念や基本的態様を具体化するものとして策定、5年ごとの進捗に関する評価を踏まえ、所望の見直し
    - ・食料自給率の目標につき、国内農業生産及び食料消費に関する増進として、農業等その他の関係者の取組誘導を明確化した上で設定
  - 消費者重視の食料政策の展開
    - ・食料の安全性の確保・品質の改善、食品の表示の適正化
    - ・健全な食生活に関する増進の策定、食料消費に関する知識普及・情報提供
    - ・食品生産の健全な発展
  - 質素な農業構造の確立と経営改善の促進
    - ・効率的・安定的経営が農業生産の相当部分を占める農業構造の確立
    - ・専門的農業者等の創設工夫を生かした経営改善のための条件整備。家庭農業経営の活性化、農業経営の法人化の推進
  - 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定均質
    - ・自然環境機能の維持増進
    - ・中山間地域等の生産条件の不利補正
    - ・中山間地域等の生産増進等により増進と調和した農業生産を原則
    - ・適切な農業生産活動が維持されるための支援（直接支払）

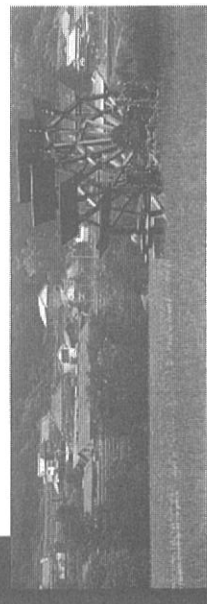
- ### ポイント
- 農業の生産性の向上
    - 農業生産の選択的拡大と農業終生の拡大
    - 農産物の価格の安定
    - 農産物の流通の合理化等
    - 家族農業経営の発展と自立経営の育成
    - 協会の助長

## 第5 農村の振興に関する施策

- ### 1 農村の総合的な振興
- ① 農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進
  - ② 地域の農業の健全な発展を図り、集落が衰れ、重たが住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進
- ### 2 中山間地域等の振興
- ① 中山間地域等において、その地域の特性に応じて、新規作物の導入、地域特産物の生産、販売等を通じて農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進等を推進
  - ② 中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を旨とするための施策を実施
- ### 3 都市と農村の交流等
- ① 国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流、市民農園の整備等を推進
  - ② 都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産を振興

## 第6 その他

- 以上のほか、
- ① 国の責務、地方公共団体の責務、事業者等・事業者の努力とその支援、消費者の役割
  - ② 農業実施のために必要な法制上、財政上及び金融上の措置
  - ③ 年次報告
  - ④ 食料、農業、農村政策推進委員会の設置
  - ⑤ 行政機関及び団体の組織の整備
  - ⑥ 水産業及び林業の振興への配慮等についての規定を設ける。



# 集落地域整備法による計画的まちづくり

—加古川市神野地域の集落地域整備事業の事例—

長谷川 正 晴\*

## 1. 加古川市および神野地域の概況

加古川市は兵庫県南部、播磨灘に面しており、面積138.50km<sup>2</sup>、人口268,500人（H11.4）である。古くから山陽道の交通の要衝、物資の集散地として栄え、明治以降は商業地、肥料や繊維の生産地として、そして現代は鉄鋼と全国有数の商業集積を持つ東播磨地域の中核都市として発展している。

加古川市は兵庫県の縮図とよくいわれている。南部は工業地帯、中部は住居系、商業系地域、そして北部は山林とそれに囲まれた農業振興地域がある。農業振興地域のうち、75%はほ場整備事業が行われ、さらに昭和55年度からは、農業生産と農村の生活環境の一体的整備をめざした農村総合整備モデル事業を実施している。また、市全域が都市計画区域になっている。

加古川市の人口は、昭和40年に10万人を越えたが、昭和45年の海岸線の埋め立てによる工場以降、急激に人口が増えはじめ、市街地周辺地域（市街化調整区域）において、スプロール化の問題が起こっている。

神野地域は、全域が市街化調整区域で、農振の白地である。また、市街化区域に隣接しており、周囲には大規模な住宅団地も計画されている。さらに、無秩序な農地転用により農業生産環境が悪化している。特に県道沿いは顕著である。

主要作目は大半が水稻で、農家の平均所有農地面積は0.3haときわめて小さい。住民に対するアンケート調査によれば、下水道事業の要望が強い。

図1 加古川市全図

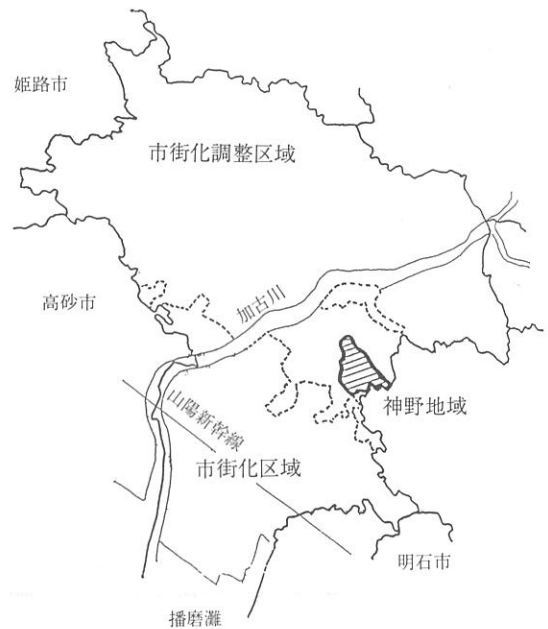


表1 神野地域の現況

|               |  |
|---------------|--|
| 総面積           | 122.7ha<br>うち農用地 75.1ha(すべて農振白地)<br>その他宅地ほか 47.6ha |
| 集落数           | 3集落(石狩, 福留, 福沢)                                    |
| 総戸数<br>(農家内訳) | 715戸 うち農家戸数 199戸<br>専業14戸 I種兼業6戸 II種兼業179戸         |

\* 神野土地改良区理事長 (はせがわ まさはる)

## 2. 神野地域の事業計画

神野地域で集落地域整備法適用による「ミニ総バ（農村基盤総合整備事業）」の「集落型事業」および土地区画整理事業の取組みを始めたのは法制定直後の昭和63年のことである。当時同地域では、ほ場整備事業の話がいったんは持ち上がったが、農家の同意が得られず既に消えていた。農振農用地に編入されることに同意できなかったのである。したがって、市街化調整区域でも市街化並みの整備ができ、農振白地でも生産基盤の整備ができる同法の制定は、地元農家にとって画期的なニュースであった。

### (1) 神野地域の検討課題の設定

この事業に取組むにあたり、この地域の検討課題として重要かつ緊急度の高かった次の項目を設定した。

- ①都市的発展のコントロール
- ②ほ場整備事業の導入による高生産農業と優良農地の確保
- ③土地区画整理事業による住宅地の整備
- ④集落内の道路、公園等の生活環境整備
- ⑤将来の道路計画（都市計画道路、県道バイパス等）に対応できる整備

以上、5点の課題に基づき事業の具体化を図っていった。このような論議を通じて、役員のあいだでまちづくりのイメージが創られていった。

### (2) 具体化

#### ①土地利用計画の設定

まず最初に、農業的土地利用と都市的土地利用の調和をめざすため、次の3つの土地利用目的をゾーニングした土地利用計画図を作成した。

#### 1) 農振農用地区域

今後とも継続して農地として利用する区域。一般的にはほ場整備事業の受益地である（表2）。標準区画を40m×75mの30a区画とし、集落から離れた位置に設定することで、整形地を確保する。

表2 農振農用地の規模

| 土地利用区分 | 規模     |
|--------|--------|
| 農振農用地  | 26.0ha |

表3 協定農用地の規模

| 土地利用区分 | 規模     |
|--------|--------|
| 協定用地   | 26.4ha |

表4 新規宅地の規模

| 集落 | 規模 (㎡)  |
|----|---------|
| 石守 | 56,081  |
| 福留 | 48,853  |
| 福沢 | 35,683  |
| 合計 | 140,617 |

#### 2) 協定農用地区域

農振白地農地で当面は農地として利用し、地権者間で「農用地の保全および利用に関する協定」を締結し、将来の土地利用は一定期間ごとに地権者間で考える。既存集落の周辺の不整形地に設定し、必要な面的整備を実施する。また、農家の自給菜園的な利用および集落の将来の発展用地としての性格をもたせる（表3）。

#### 3) 新規宅地区域

集落地区計画の設定と、土地区画整理事業による計画的な宅地用地の整備を目標とする。この法制度によれば、市街化調整区域のままで土地区画整理事業の導入も可能になる（表4）。

#### ②生活環境整備事業の導入

次にこの面的整備以外に、農林サイドの事業として、集落内の生活環境の整備を図ることとし、生活環境整備事業を導入することを決定した（表5）。

#### ③農業経営近代化施設の導入

また、この整備とともに、集落単位で営農組織をつくり共同耕作や機械の共同購入を行うことで、農業経営の近代化を図ることに決めた。その機械の格納庫等の施設用地を表6のとおり確保した。

表5 生活環境整備事業

| 事業名      | 規模        |
|----------|-----------|
| 農業集落道整備  | 10路線      |
| 農村公園緑地整備 | 3ヶ所4,477㎡ |

表6 農業近代化施設用地

| 集落 | 規模(㎡) |
|----|-------|
| 石守 | 293   |
| 福留 | 286   |
| 福沢 | 366   |

表7 その他の関連事業

| その他の事業       | 規模(㎡)  | 事業主体           |
|--------------|--------|----------------|
| 県道バイパス       | 20,655 | 兵庫県(加古川土木事務所)  |
| 都市計画道路       | 9,257  | 未定(買収は市土地開発公社) |
| 住宅団地アクセス道路用地 | 3,636  | 兵庫県住宅供給公社      |
| 県道歩道         | 674    | 兵庫県(加古川土木事務所)  |
| 旧河川敷地の機能交換   | 13,428 | 兵庫県(加古川土木事務所)  |

表8 分類

|                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| 集落農振計画区域<br>(農林側エリア) | 農振農用地(ほ場整備事業)<br>協定農用地( ) |
| 集落地区計画区域<br>(都市側エリア) | 既存集落・介在農地<br>新規宅地(区画整理事業) |

④その他の関連事業の導入

また、市街化区域に隣接しているため、その他の関連事業が多く、表7のように計画した。このうち旧河川敷地の機能交換については、事業計画の認可後に変更(追加)したものである。

地区内を東西に流れる曇川(1級河川加古川水系)は昭和40年代前半に暫定改修(ショートカット)されたが、その結果4ヶ所、計3,000㎡の廃川敷地ができた。この土地は廃川告示がされず、産廃業者が無断で利用している以外は放置されたままになっており、地域住民にとっては「迷惑施設」になっていた。

この事業認可後、この土地の取扱いについて論議がなされ、農地に利用できる土地ではないが地域の生活環境の向上のためにもそのまま放置しておくわけにはいかないという意見が大勢を占め、その結果途中から編入する手続きをとった。

なおこの手続きでは県河川課より換地の帰属用地として、将来の河川改修の用地確保のために河川の左右に2.5m幅の帯状の空き地を設置してほしい旨申し入れがあったため、13,428㎡の河川用地を設けた。この土地の河川改修までの利活用についてはまだ決まっていない。また河川改修も未定である。

(3) 計画化

計画にあたっては、本地域122.7ha全域を大きく2つに分類した(表8)。これによって、それぞれの事業区域が確定した。その後の事業のすすめ方としては、集落農振計画区域と新規住宅をほ場整備事業区域に組込み、うち農振農用地区域と協定農用地区域について工事を行い、あらかじめ各地権者から調査した3つの区域への希望を換地によって実現する。つぎに、換地によって権利設定した新規宅地の地権者で、土地区画整理事業を実施するというものである。

以上の計画を立案し、実現にあたってのルールを設定していった。計画化については、農林側と都市側の事業がそれぞれあり、市の担当部局が違うこともあって、方針を決定するまでに相当な期間を要している。この時点で、担当部局が複数になるということから、法適用による事業実施の難しさを感じた。



### 3. 問題点について

#### (1) 断念した農業集落排水事業

この地域は、公共下水道事業として加古川下流域下水道事業区域に入っている。実施予定は平成17年ということである。この地域ではアンケートでも明らかなように、下水道事業に対する要望が強いため、集落地域整備事業の取組みを始めた時期に、下水道事業の可能性の検討も併せて行っている。

しかし、下水道事業は時期がかなり先であるため、農業集落排水の検討をしたが、この事業は、流域下水道区域でいったん実施をすると、後々の流域事業に下水管を接続できないということであった。このような経緯で、残念ながら断念せざるを得なかった。

#### (2) 農業集落道路と集落地区計画道路

市の農林サイドでは、事業区域内で集落とは場を結ぶ集落道路を10路線拡幅整備するが、拡幅部分については、市が買収することになっている。一方、都市サイドで実施する集落地区計画道路では、主要な集落道路は5～8m、その他一般的な集落内道路は4mにそれぞれ拡幅する計画であるが、時期は家屋の建て替え時期に中心線からバックするもので、拡幅部分は市に無償で寄付採納することになっている。

地元では、4mはともかくそれ以上に広がる部分については買収を望む声が多いが、それにしてもそれぞれの部門での対応の違いにやりきれなさを感じている役員も多い。

#### (3) 「2事業で1換地について」

この事業は、集落地域整備法という「計画法」の下、具体的な事業手続きは個別の土地改良法で行うことになっている。つまり、2つの事業が同時期にスタートし1回の換地で完了することができないので、その結果必然的に事業が長期化することになる。事業が長期化することとは農家、とくに新規宅地希望者の取組みの意欲が萎え、地域全体が不安定な状況になる。これは事業推進上問題になるため、次の3つの方法を検討すること

にした。

①は場整備事業に全区域を組込み、農用区域と協定農用区域のみ工事を行い、換地によって新規宅地区域に権利設定を行う。またその権利者によって土地区画整理事業を行う。

——→期間が短縮できない。

②事前に交換分合を行い2事業の区域を分けた後、両事業を同時スタートする。

——→新規宅地への希望者が171名と多く、不可能に近い。

③は場整備事業で全区域を整備する。ただし新規宅地区域は非農用地として地区に入れ、地元の負担で（非補助で）整備し、集落地区計画を設定する。つまり土地区画整理事業は実施しない。

——→新規宅地の整備が非補助となり、資金対策の問題があり、地元の同意が得られない。

結果的に①を採用することになった。当時この方法では期間がかかりすぎると役員から批判があり、換地は1回でできないか、あるいはは場整備事業の一時利用指定地を土地区画整理の従前地とみなすことはできないかなどいろいろ検討した。

しかし、換地が終了した現在、は場整備事業と土地区画整理事業がそれぞれ別の事業でよかったと考えている。なぜならば、一般的にはよく似た事業のように考えられているが、事業のすすめ方において全く別物であると考えられるためである。2事業を連続して実施しようとしてもどこかで不整合が生じるので、「内容における連続性」と「各事業の早期完了」を図った方がよいと思われる。したがって、後発の土地区画整理事業のメリットは、新規宅地が集団化され、地図（公図）が整理されたことと割りきって考えた方がよい。

#### (4) 区域界測量の実施について

は場整備の確定測量時の面積調整を容易にするため、また後の土地区画整理事業の区域界を明確にするために、区域界測量を補助事業で実施した。これは、当時一般の換地設計の補助体系にはないことであったが、換地の早期完了には実効性のあるものであった。というのも、以前は境界（とおぼしき場所）に杭を打ち、工事後

の確定測量によって不整合箇所を調整していたため時間、労力で大きな負担であったからである。

この神野地域は、国土調査を実施した区域のため、作業はその成果を現地に復元するものとなる。一方、土地区画整理事業では、以前から区域界測量を実施しており、しかも現地と整合しない場合は事前に地図訂正等の更正を行っているということで、この事務にかなり時間と費用が必要となった。

農林側のは場整備事業では、権利者の所有面積は登記簿面積としており、当然のことながら民有地間の境界は所有者の管理すべきもので行政及び土地改良区が入る余地のないものである。仮に家屋の軒が国土調査の境界を越えて隣地に入っていた場合、所有者本人が登記所にある公図や登記簿等を更正して初めて誤っていたと言えるものである。したがってこの地域の境界は確定しており、農林側の事業でこの境界が誤っているといわんばかりに地図訂正を行うことはできないのである。

#### (5) 新規宅地の位置および規模について

この新規宅地の趣旨としては、大規模な住宅団地をつくるのではなく、あくまでも既存の集落の良好な住環境の整備と一体となった居住区の確保である。そのため、都市サイドの集落地区計画や土地区画整理事業を導入しようとしているのであるから、新規宅地の位置は既存集落に隣接することになる。

しかし、既存集落同士が離れており、しかも数が多ければその数どおりに新規宅地を設定すると、後発の土地区画整理事業はおそらくできないだろう。というのも、地区が多くなると必然的に規模が小さくなり、減歩率や評価が一定しないために事業が成立しないと思われるからである。

神野地域では、3集落2新規宅地として位置を決め、1事業にすることで実施が可能になったが、これが2事業になってしまうとは場整備事業の換地まで影響を与えたと思われる。

#### (6) 新規宅地換地と粗造成について

新規宅地の換地に当たっては、数年後に土地区画整理事業が実施されるため、換地のために必要な造成を行う

ことは二重投資になり農家の負担が増えるので一切の工事をしなかった。したがって換地は図上で現地は従前地そのままの状態である。この登記の方法は現地と異なる地目、形状になり当初登記官は難色を示したが土地区画整理事業を早急に実施するという条件で了承してもらった。

しかし、現在着工まで放置されたままになっており、周辺住民からは火事等の不安から草刈り等の要望がでたのでこれを実施した。2事業になる場合、この問題は避けて通ることのできない問題である。

## 4. この法制度に対する要望事項について

以前から、この事業は共管法の下での事業だから難しいとよく言われてきた。では、どこが難しいのかというと、事業期間が長期になることや換地が2回あることが指摘されている。

神野地域では、幸いにも国・県のご指導と役員のリーダーシップのおかげで当初から換地処分まで100%の全員同意で農林側の事業はほぼ完了した。しかし、3つの土地利用目的に集団化し、従前地の位置から離れた位置に換地せざるを得ない状況では、農林側の事業が完了するだけでもかなり難しく、特に区画整理事業の事業区域の市行政指導では、地区計画と合わせて、既存集落との整合性を保つため、区画整理事業認可申請において、新規宅地以外の宅地等の地区編入の指導に対し、既存宅地等の権利者については非協力的であるため、説得を容易にするため減歩率を0%とし、物件等の補償についても非補助扱いのため、組合員としては理解しがたいものがある。

したがって、集落地域整備法が計画法で具体的な事業は個別の法律で対処するということは以上のように無理が生じるので、土地改良法や土地区画整理法では描けなかった、都市近郊の農業と住居の調和をめざした整備ができる事業体系をもった法と補助制度ができるならば、この事業は全国区に拡がると考える。

## 兵庫県集落地域整備基本方針

### 第1 県全域に関する事項

#### 1. 集落地域の位置及び区域に関する基本的事項

対象とする集落地域は、都市計画法に定める都市計画区域内にあり、かつ、農業振興地域の整備に関する法律に定める農業振興地域内にあって、下記の条件を満たす区域とする。

|             |  |
|-------------|--|
| 規 模 等       | (1) 対象区域内の住居の戸数 おおむね150戸以上<br>(2) 対象区域内の農用地面積 おおむね10ha以上   |
| 農業と居住環境等の状況 | (1) 兼業化や混住化の進展に伴う蚕食的な農地転用等により営農条件及び居住環境の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある地域<br>(2) 自然的経済的社会的諸条件を考慮して、農業の生産条件と都市環境の調和のとれた整備を行い、適正な土地利用を図る必要があると認められる地域 |

#### 2. 集落地域の整備又は保全の目標

集落地域の整備は、良好な営農条件と居住環境の確保を図るため、農業的土地利用に供する区域と都市的土地利用に供する区域の区分を明確にしたうえで一体的に行うものとする。

なお、整備に当たっては、農用地及び農業用施設等と公共施設が調和のとれた配置となるよう配慮するとともに、地域の特性を生かし、環境面にも配慮して良好な集落地域の整備・保全に努めるものとする。

#### 3. 集落地域における土地利用に関する基本事項

##### (1) 農用地と宅地の配置の考え方

集落地域の土地利用の区分に当たっては、農用地と宅地をそれぞれ集約し、相互の機能を阻害しないよう努めるものとする。

##### (2) 農用地整備の考え方

農業的土地利用に供する区域については、営農規模の拡大が可能となるよう農用地の集団性を確保するとともに、集落の生産基盤を支える農用地の整備・保全に努めるものとする。

##### (3) 宅地整備の考え方

都市的土地利用に供する区域については、現況の宅地区域との関連及び治水上の影響に配慮したうえで、既成集落の生活環境に大きな影響を与えない規模の新規宅地を配置し、地域の利便性の向上及び活力の維持・振興に必要な施設のための用地を確保するとともに、良好な居住環境の整備を図るものとする。

なお、新規宅地の面積はいたずらに広く定めないものとし、既成集落の土地の区域の面積を最大限度とする。

#### 4. 集落地域における農用地及び農業用施設等の整備その他良好な営農条件の確保に関する基本的事項

##### (1) 農業生産の基盤の整備について

高性能農業機械の効率的な使用、適切な水管理の実施及びほ場作業の円滑化を目的として、農村生活環境整備との整合性を図りつつ、ほ場整備、農道整備、集落排水施設整備等の農業生産基盤の整備を行うものとする。

##### (2) 農業経営の規模の拡大及び農用地の利用の促進について

農地流動化方策を積極的に活用し、農作業の受委託を含めた幅広い農地の流動化を促進して中核的農家や高効率な生産組織への農地の面的集積を図り、農業経営規模の拡大に努めるとともに、機械施設の共同利用による農作業の効率化や地域複合農業を積極的に推進し、農用地等の総合的な利用を図るものとする。

##### (3) 農業の近代化のための施設整備について

野菜・果樹・花き等の生産の団地化と稲作等の生産性の向上を図るため、必要に応じて高性能農業機械の導入や流通加工施設の整備に努めるものとする。

##### (4) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備について

農業従事者の福祉の向上、健康増進及び文化的活動の助長並びに地域における定住条件の整備及び農業後継者の確保を図るため、集落地域の実情を考慮し、都市的土地利用との調和を図りつつ、集会所・農村公園等を必要に応じて整備し、良好な農村生活環境の確保に努めるものとする。

#### 5. 集落地域における公共施設の整備及び良好な居住環境の整備に関する基本的事項

良好な集落環境の形成を図るため、周辺地域を含めた整備状況、地域特性等に応じて公共施設の整備に努めるものとする。

道路については、集落地域及びその周辺における交通の円滑化を図るため、計画的に整備を進めるものとする。  
公園、広場等については、住民の憩いや交流の場を設けるため、適切な位置及び規模で配置するものとする。  
集落の排水施設については、放流河川の整備状況に留意しつつ、居住環境の改善を図るとともに、河川、農業用水等の汚濁を防止するため、適切に整備を行うものとする。

6. その他必要な事項  
特になし。

## 第2 個別の地域に関する事項（加古川市神野地区）

### 1. 集落地域の位置及び区域に関する基本的事項

- (1)位置：加古川市神野町石守及び福留  
(2)区域：おおむねの区域は別添図面のとおり

### 2. 集落地域の整備又は保全の目標

当地域は加古川市の北東部、JR東加古川駅から北へ約2.5kmの位置にあり、旧神野村の中心を形成した集落群である。周辺には、学校、郵便局、公民館等の公共施設は存在しているが、商業施設や生活利便施設が不足している。さらに、近年加古川市周辺に強まっている宅地需要の圧力により、県道をはじめとする道路沿いの農地で宅地化が進んでいる。

一方、農家の多くは第Ⅱ種兼業農家であるものの、その耕作する農地については将来も継続して農業の利用を希望する農地面積が全体の6割以上存在している。

そこで、当地域においては農業の生産条件と都市環境とを一体的に整備することとし、農地については宅地需要を勘案しつつ未整備の農地の面的整備を行い、集団的優良農地の確保に努め、宅地については営農条件との調和を勘案しつつ既成集落及び新規宅地の整備を行い、良好な集落環境の確保に努めるものとする。

### 3. 集落地域における土地利用に関する基本的事項

#### (1)農用地と宅地の配置の考え方

集落地域北部の曇川周辺に一団的な農地を配置し、極力道路や河川・ため池を活用して集団的農用地と宅地を区分する。

#### (2)農用地整備の考え方

一団の優良農用地については、農業振興地域内農用地区域に編入するとともに、当分の間農地として利用されることが見込まれる農地については、協定により保全する。

#### (3)宅地整備の考え方

既成集落については、安全で快適な居住環境づくりに努めるものとする。

新規宅地の面積はおおむね20ha以内とし、現況の自然・生活環境及び公共施設に配慮しつつ、良好な集落環境の確保を図るため、原則として既成集落の近辺に集団的に設定する。

また、新規宅地の整備に当たっては、下流河川及び周辺地域に対する治水上の配慮に努め、必要な措置を講ずるものとする。

なお、幹線道路沿道には、商業施設、生活利便施設等を誘導するよう努めるものとする。

### 4. 集落地域における農用地及び農業用施設等の整備その他良好な営農条件の確保に関する基本的事項

現在の農地は不整形の1a～20a（平均9a）の区画であり、農道の整備もなく営農上極めて悪条件下にある。このため、農用地区域に編入する地区と協定農用地については、それぞれの目的に沿って、ほ場整備や農道整備等の整備を行う。

また、農業用排水路へ生活排水が流入することを防止するため、用排水路の整備を行うとともに、良好な農業生産活動を助長し、農業従事者の福祉の向上を図るため、農業集落道、農村公園等の整備を行う。

さらに、生産コストの低減を図るため、集落営農組織による共同利用体制の下での大型農業機械・施設の導入を図るとともに、作付栽培協定等により、土地利用の高度化を推進する。

### 5. 集落地域における公共施設の整備及び良好な居住環境の整備に関する基本的事項

#### (1)公共施設

道路については、幹線道路の整備を行うとともに、それらの道路と既成集落及び新規宅地の区域とをつなぐ道路の整備を行うものとする。また、既成集落内の道路については、必要に応じて幅帯等の整備を行うものとする。

公園については、既成集落及び新規宅地の区域からの利用を考慮して適切な位置に設けるものとする。

排水施設については、居住環境の改善を図るとともに、河川等の汚濁を防止するため、公共下水道により適切に整備を行うものとする。

#### (2)建築物等の規制・誘導

集落地域を中心とした地域の環境との調和を考慮して、既成集落及び新規宅地の建築物等の用途・形態を適切に規制・誘導するものとする。

6. その他必要な事項  
特になし。

## 加古川市神野地区農地保全利用協定

### (目的)

第1条 この協定は、神野地区における良好な営農条件を確保するため、第3条に定める協定の区域（以下「協定区域」という。）の農地を保全し、効率的に利用することにより、神野地区集落農業振興地域整備計画の達成に資するものとする。

### (名称等)

第2条 この協定は、神野地区農地保全利用協定と称し、協定参加者は、第3条に定める協定区域内の農地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という。）を有する者とする。

### (協定区域)

第3条 この協定区域は、別紙に定める区域内の農地とする。

### (土地利用区分)

第4条 協定区域内の農地について、土地利用目的別に次のように定める。

- (1) は場整備事業受益地（農振農用地青地）  
継続して農地として利用する区域であり、都市化に対応した高生産性農業の確立をめざす農地。
- (2) 集落土地基盤整備事業対象農地（農振白地）  
当面は農地として利用する区域であり、必要な面的農業基盤整備を実施した農地。

### (農地の保全利用の方針)

第5条 協定参加者は、第1条の目的を達成するため協定区域内の農地について、合理的かつ効率的な利用を確保するために、次の事項について適切な実施に努めるものとする。

- (1) 農地利用の安定化に努め、耕作放棄または荒らしづくりをしない。
- (2) 地区の条件に適した作付け地の集団化及び栽培管理の改善に努めること。
- (3) 農作業の受委託を推進し、農業機械、施設等の共同利用及び共同管理に努めること。

### (所有権等の移転)

第6条 協定参加者は、協定区域内の農地の所有権等を移転する場合には、あらかじめ運営委員会にその旨を届けるとともに、新たに所有権等を取得する者に本協定に参加する旨の了解を取るものとする。

### (違反に対する措置)

第7条 第5条及び第6条の規定に違反した者があると認められる場合には、運営委員会の委員長は、その者に対して相当期間内に当該違反行為の是正を求める旨申し入れるものとする。

2. 前項の申し入れがあった場合には、当該違反者はこれに従わなければならない。
3. 第1項の申し入れに従わない場合には、運営委員会の委員長は、次の措置を取ることができる。
  - (1) 運営委員会において定める一定の違約金を当該違反者から徴収すること。
  - (2) 協定者に代行して必要な措置を講ずるとともに、当該代行に要した費用を当該違反者に請求すること。

### (協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して6年間とする。

### (協定の変更及び廃止)

第9条 この協定の内容を変更あるいは廃止しようとするときは、協定参加者全員の合意により行うものとする。

### (農地保全利用協定運営委員会)

第10条 この協定にかかる事項を扱うにあたり、協定参加者をもって構成する神野地区農地保全利用協定運営委員会を設置する。

2. 運営委員会は、協定参加者の互選により委員15人以内で組織し、委員長1人及び副委員長2人を置く。
3. 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、委員長は、第7条にかかる事項のほか、協定の事務を総括する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
5. 委員の任期は、4年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
6. 運営委員会は、次の事項について定めることができる。

- (1) 協定違反者に対する措置
- (2) その他協定の運営上必要な事項

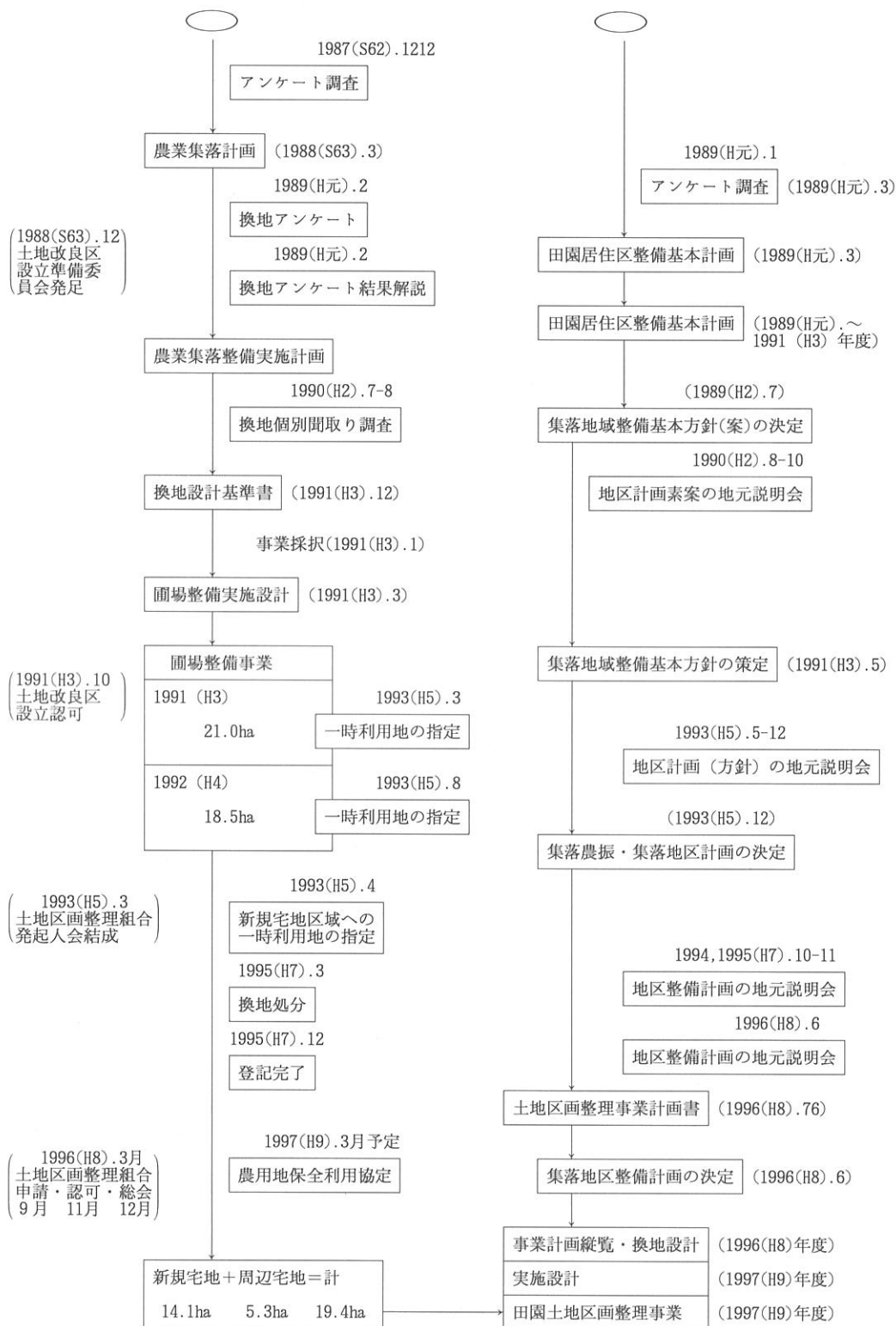
### 附 則

この協定は、平成10年1月21日から施行する。

|        | 農 林 サ イ ド  |  |
|--------|--|--|
|        | 法 定 計 画 (集落農業振興地域整備計画等)  | 農 村 総 合 整 備 事 業 (集落地域整備事業)   |
| 昭和52年度 |  | ・農業集落計画作成 (S63. 3)   |
| 昭和63年度 |  |  |
| 平成元年度  | ・集落地域整備基本方針(案)の作成  | ・農業集落整備実施計画策定 (H 2. 3.25)  |
| 平成2年度  | ・集落地域整備基本方針の大臣承認 (H 3. 1.30)   | ・実施設計<br>・土壌調査<br>・農村基盤総合整備事業採択 (H 3. 1.30)  |
| 平成3年度  | ・集落地域整備基本方針の告示 (H 3. 5.28)<br>・対象となる区域の確定  | ・土地改良区設立認可 (H 3.10.30)<br>・曇川右岸地区 (1, 2工区)の地区界測量 (23.0ha)<br>・ " の工事実施 (21.0ha)  |
| 平成4年度  | ・県及び国と事前協議<br>・原案作成<br>・加古川農業振興地域整備促進対策会議 (H 4.11.24)<br>・市農業地域振興協議会 (H 5. 2.12)<br>・農業委員会の意見の聴取 (H 5. 3.25) | ・曇川左岸地区(3, 4工区)の地区界測量(21.3ha)<br>・ " の工事実施(17.4ha)<br>・曇川右岸地区(1, 2工区)の一時利用地指定 (H 5. 3.29)<br>・ " の使用収益開始日 (H 5. 3.31)                                  |
| 平成5年度  | ・認可の申請 (H 5.11. 2)<br>・知事の認可 (H 5.11.30)<br>・計画の決定 (H 5.12.15)<br>・公告及び案の縦覧 (H 5.12.15~ )                    | ・新規宅地区域の一時利用地指定 (H 5. 4. 1)<br>・曇川左岸地区(3, 4工区)の一時利用地指定 (H 5. 8.20)<br>・ " の使用収益開始日 (H 5. 8.22)<br>・補完工事<br>・確定測量<br>・集落道整備 (測量試算費)<br>・農村公園整備 (1,530㎡) |
| 平成6年度  |  | ・補完工事、集落道整備 (836m),<br>農村公園整備 (2,947㎡)<br>・換地処分通知 (H 7. 3.13) 工事完了(H7.3.25)<br>・換地処分公告 (H 7. 3.28)   |
| 平成7年度  |  | ・記念碑基礎<br>・集落道整備 (293m)<br>・登記完了(H 7.12.11)  |
| 平成8年度  |  | ・工事完了公告 (H 8. 4.16)<br>・記念碑<br>・集落道整備 (534m)   |
| 平成9年度  | ・農地保全利用協定 (H10. 1.21)  | ・事業計画変更<br>・集落道整備 (1,426m)<br>・農村公園台帳整備  |
| 平成10年度 |  |  |

| 建 設 サ イ ド   |   |
|---|---|
| 法 定 計 画 (集落地区計画等)   | 田 園 居 住 区 整 備 事 業 (土地区画整理事業)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続条例の制定 (S 3. 9.30)</li> <li>・ 田園居住区整備基本計画作成 (H元. 3)</li> </ul>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元アンケート調査実施</li> <li>・ 集落地域整備基本方針 (案) の作成</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田園居住区整備事業計画 (土地利用基本計画及び現況測量) の作成</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落別地元説明会</li> <li>・ 集落地域整備基本方針の大臣承認 (H 3. 1.30)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田園居住区整備事業計画 (基本計画書) の作成</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落地域整備基本方針の告示 (H 3. 5.28)</li> <li>・ 集落地区計画素案の作成に向け地元等と調整</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田園居住区整備事業計画 (事業計画書) の作成</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落地区計画 (方針) の素案について県と事前調整</li> <li>・ 集落地区計画 (方針) の素案の作成</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地区画整理組合発起人会結成 (H 5. 3.28)</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落地区計画 (方針) について地元説明会等の実施 (H 5. 5/11, 5/12, 5/14)</li> <li>・ 集落地区計画 (方針) の決定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>手続条例に基づく縦覧 (H 5. 7. 7~ 7.20)</li> <li>原案の作成</li> <li>公告及び案の縦覧 (H 5.10.13~10.26)</li> <li>市都市計画審議会 (H 5.11. 1)</li> <li>都市計画地方針議会 (H 5.11.19)</li> <li>知事の承認 (H 5.11.30)</li> <li>都市計画の決定告示 (H 5.12.15)</li> <li>及び縦覧 (H 5.12.15~)</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮同意の徴集</li> <li>・ 土地区画整理事業の技術援助の申請 (H 5. 8. 9)</li> <li>・ 土地区画整理事業の技術援助の受理 (H 5. 9. 9)</li> <li>・ 施行地区界点測量及び調整池の検討 (H 6. 1.28~H 7. 5.31)</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落地区整備計画について地元説明等の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行地区界点測量及び調整池の検討 (H 6. 1.28~H 7. 5.31)</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落地区整備計画について地元説明等の実施 (H 7.10/31, 11/1, 11/2)</li> <li>・ 集落地区整備計画の決定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>手続条例に基づく縦覧 (H 7.11. 7~11.20)</li> <li>(H 8. 1. 9~ 1.22)</li> <li>市都市計画審議会事前説明 (H 8. 2.16)</li> <li>原案の作成</li> <li>県事前協議 (H 8. 2.16~3.14)</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行地区界点測量及び調整池の検討 (H 6. 1.28~H 7. 5.31)</li> <li>・ 定款及び事業計画書の作成 I (H 7. 9.22~H 8. 2.29)</li> <li>・ 定款及び事業計画書の作成 II (H 8. 2.25~H 8. 3.28)</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>公告及び案の縦覧 (H 8. 4. 9~ 4.22)</li> <li>市都市計画審議会 (H 8. 4.26)</li> <li>都市計画地方針議会 (H 8. 5.29)</li> <li>知事の承認 (H 8. 5.30)</li> <li>都市計画の決定告示及び縦覧 (H 8. 6.24)</li> <li>建築条例の公布 (H 8. 9.27)</li> <li>建築条例の施行 (H 8.10. 1)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行地区となるべき区域の公告 (H 8. 7. 1)</li> <li>・ 借地権の申告 (H 8. 7. 2~H 8. 8. 1)</li> <li>・ 公共用地編入申請, 承認 (H 8. 7. 8~H 8. 9.13)</li> <li>・ 組合設立同意の徴集 (H 8. 7. 1~H 8. 9.15)</li> <li>・ 事業計画の縦覧 (H 8.10. 2~H 8.10.15)</li> <li>・ 組合設立認可 (H 8.11. 7), 公告 (H 8.11.19)</li> <li>・ 第1回総会 (H 8.12. 8)</li> <li>・ 換地設計, 地区界・街区確定測量 (H 9. 1.17~H 9. 3.24)</li> </ul> |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線測量 (H 9. 5.29~H 9. 8.15)</li> <li>・ 換地設計 (H 9. 7.11~H10. 3.25)</li> <li>・ 事業計画変更 (H 9. 8. 8~H10. 2.27)</li> <li>・ 道路詳細設計 (H 9.11. 1~H10. 2.18)</li> </ul>  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮換地指定</li> <li>・ 工事着手</li> </ul>   |

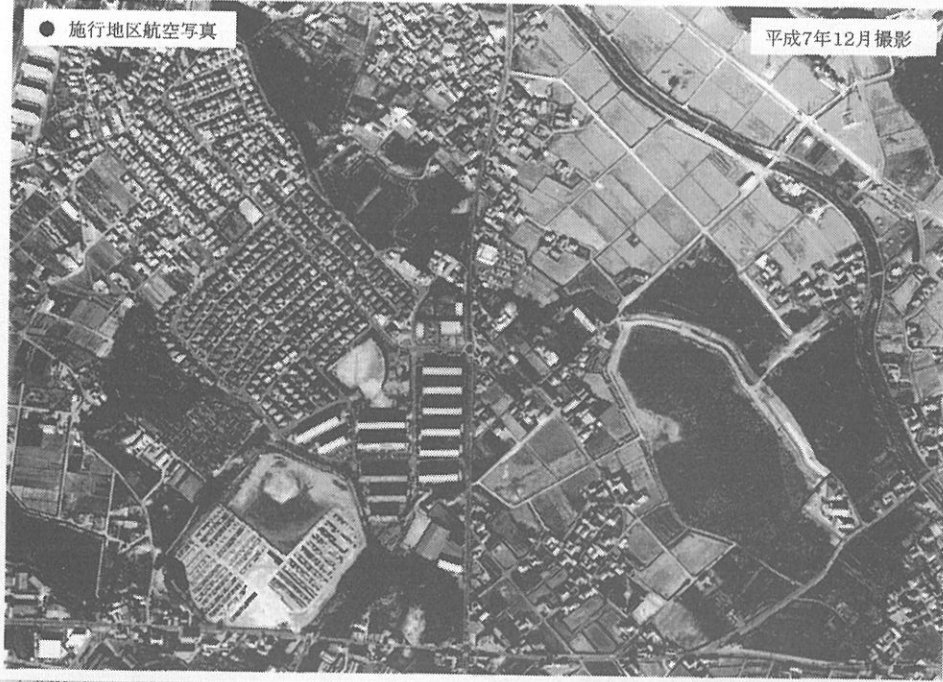
神野地区の計画づくりの経過







# 加古川市神野南土地区画整理事業



● 施行地区航空写真

平成7年12月撮影

事業名称： 田園居住区整備事業 加古川市神野南土地区画整理事業

● 事業概要

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 施行者   | 加古川市神野南土地区画整理組合   |
| 面積    | 19.3ha            |
| 減歩率   | 35.71% (公共23.93%) |
| 施行期間  | H8~H14            |
| 補助期間  | H8~H14            |
| 総事業費  | 2,433百万円          |
| 補助事業費 | 309百万円            |

● 整備される主な公共施設

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 都市計画道路 | 尾上小野線 (幅員30m, 延長333m) |
| 区画街路   | 56路線, 総延長5,883m       |
| 特殊街路   | 8路線, 総延長259m          |
| 公園     | 4ヶ所, 面積5,900㎡         |

● 関連する他事業

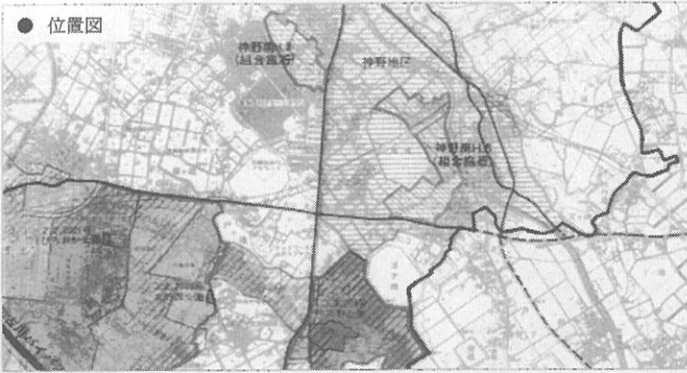
|             |
|-------------|
| 加古川市上水道整備事業 |
| 都市ガス整備事業    |

本地区周辺は、加古川市総合計画において緑農生活ゾーンとして位置づけられ、農業生産と生活が一体となって営まれている地域ですが、近年、市街地外縁部に強まっている宅地需要の圧力により、県道をはじめとする道路沿道の農地の宅地化が進んでいます。

そこで、本地区を含む神野町の一部において集落地域整備基本方針に基づき、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、集落地区計画を決定し、秩序ある新しいまちづくりが推進されています。特に新規宅地とその周辺については、集落地区計画に定められた低層住宅等の良好な住宅地を形成することとし、田園土地区画整理事業を導入しました。

施行地区は、一般県道八幡別府線を挟み、西側地区(約6.5ha)と東側地区(約12.8ha)に分かれています。そのため、別府港から緑農生活ゾーンへアクセスする都市計画道路神野別府港線及び広域幹線である尾上小野線等を幹線道路として、集落地区整備計画等に定められた道路(幅員10~4m)と区画道路等を適宜配置しています。その他、街区公園を4ヶ所配置するとともに、治水対策として雨水調整池を2ヶ所設置するなど田園環境と調和のとれた快適な生活環境を確保していくことを目指しています。

● 位置図



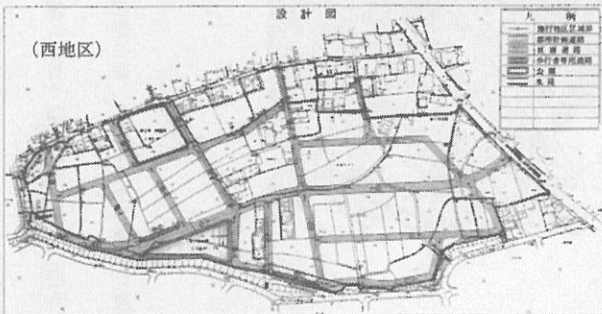
● 事業の経緯

|               |            |
|---------------|------------|
| 集落地域整備基本方針の告示 | H3. 5. 28  |
| 集落地区計画(方針)の決定 | H5. 12. 15 |
| 集落地区整備計画の決定   | H8. 6. 24  |
| 土地区画整理組合の設立認可 | H8. 11. 7  |
| 仮換地指定の開始      | H10. 8. 31 |

● 人口の推移

|         |          |
|---------|----------|
| 事業認可時人口 | 74(人)    |
| 現在人口    | 74(人)    |
| 計画人口    | 1,450(人) |

● 設計図



● 写真



施行前の状況(西地区)



施行前の状況(東地区)

● 地区のスポット

本地区の土地利用計画については、集落地区整備計画に定められた通り、都市計画道路神野別府港線、尾上小野線沿道及び農業用溜池の皿池南側の一部を地域利便地区として日常生活利便施設を誘導していきます。また、これ以外の地域については、良好な低層専用住宅地として、田園環境に相応しい快適な生活環境を形成するための整備を行い、潤いと活気のあるまちづくりを進めていきます。

## 神野地区の集落地域整備について

集落地域整備法による明るく住み良い町づくり

集落地域整備法

### 1. 事業の経過

加古川市の市街化区域に隣接する神野地区においては、スプロール化により、道路沿いの農地が宅地等に無秩序に転用され、集落居住環境が悪化しつつある。また、地区内を縦横断する都市計画道路等が計画されており、今後こうした新たな道路網整備に伴う宅地需要の拡大や、農地転用が懸念されている。昭和62年度に農林水産省と建設省の共管法として成立した集落地域整備法は、市街地のスプロール化に悩む地域の土地利用について、都市的発展（集落地区計画）と農業振興（集落農業地域整備計画）の秩序ある調和をめざしており、神野地区の実状に合致することから、本法の適用による事業化を進めることとした。

神野地区は、農村の持つ自然環境を生かしながら、都市の機能性、利便性を持った新しい町、いわゆる「ミニ田園都市構想」のモデル地区として全国的に注目されている。

| 事業名           | 集落地域整備事業    |                              | 地区名      | 神野       |
|---------------|-------------|------------------------------|----------|----------|
|               | 123ha       | 農家戸数                         |          |          |
| 事業計画地域        | 199戸        |                              | 土地基盤整備区域 | 77.6ha   |
| 土地            | 農振農用地       | 優良農地として生産性の高い都市近郊農業をめぐす      | 水田・畑     | 40.2     |
|               | 24.9ha      | 当面は農地として利用する                 | 道路・水路    | 8.7      |
| 利用            | 協定農用地       | 農地保全利用協定を締結する                | 公園等      | 0.6      |
| 計画            | 14.3ha      | 今後10年程度を目標に計画的な土地利用(区画整理)を図る | ため池・河川   | 9.6      |
|               | 新規宅地        |                              | 県道等      | 3.4      |
| 14.1ha        |             | 新規宅地                         | 14.1     |          |
|               |             | その他(住居補助)                    | 1.0      |          |
| 主要工事<br>及び事業費 | ほ場整備        | 1団地                          | 40.2ha   | 577,000円 |
|               | 集落道路        | 1.0路線                        | 3,087m   | 244,026円 |
|               | 公園          | 3カ所                          | 4,477㎡   | 38,600円  |
|               | 計           |                              |          | 859,626円 |
| 事業実施年度        | 平成2年度～平成9年度 |                              |          |          |

### 2. 事業の特徴

- ・農振白地でも土地基盤整備ができると共に、市街化調整区域でも市街化区域並の整備が可能となり、都市周辺部における計画的な調和のとれた町づくりが推進できる。
- ・ほ場整備計画区域に新規宅地を含む全区域を組み込み、農振農用地と協定農用地について工事を行った後、換地によって権利設定した新規宅地の地権者で土地区画整理事業を実施する。
- ・平成7年度未現在、農林側の事業はほ場整備整備の換地処分を終え、ほぼ完了している。土地区画整理事業の着工準備を推進している。

集落地域整備事業 神野地区



# 圃場整備事業と地域づくりへの住民参加

水田 泰 善\*

## 1. 三原町（神代南地域）の概要について

### (1) 位置

淡路島の中南部に位置し、論鶴羽山系等の山地とその裾野に広がる三原平野の大部分を占めています。面積は58.3km<sup>2</sup>で淡路島の約1割を占めています。町域の東部及び北東部は洲本市及び緑町に接し、南部及び西部は南淡町、北西部は西淡町に接しています。緑町、南淡町、西淡町とともに三原郡を構成しています。また、緑町とともに海に面しない町です。神代南地域は、三原町の南西部に位置し、論鶴羽山系の山裾にあります。

### (2) 自然条件

#### ①気象

本町の気象は、平均気温15.2℃と温暖で降水量は1646.8mmで晴れの日が多くしのぎやすい状況です。

#### ②地形・地質

南部の論鶴羽山系から三原川水系の河川が流れだし、それに併せて扇状地を形成しています。上流・中流部には河岸段丘が多く見られます。論鶴羽山系は、中生代白亜紀末期の和泉砂岩層群の砂岩、頁岩互層をなしています。また、扇状地からなる三原平野は新生代第四紀に形成されています。

#### ③植生

論鶴羽山山頂の周りには原生林が残されています。なかでもアカガシの原生林は天然記念物に指定されています。多くは、ウバメガシ・クロマツ群集、モチツツジ・アカマツ群集・クロマツの植樹林です。松は松食い虫の被害で壊滅状態になっています。

このような温暖な土地柄を活かし、水稻を中心にタマネギ、白菜、レタスなどの野菜を組み合わせた三毛作が盛んに行われており、全国でも有数の産地となっています。

### (3) 社会条件

本町の人口は16,831人（平成11年3月31日現在）で淡路地域（1市10町）約17万人に占める割合は約1割で、人口の増減はほぼ横ばいです。

### (4) 経済条件

#### ①産業の動向

第1次産業従事者は年々減少してきています。他方で第3次産業従事者が増加しています。

#### ②農業就業人口・農家数

神代南地域における農家戸数の動きは、三原町、兵庫県に比べると割合は少ないですが減少傾向にあります。農業就業人口の推移をみると農家戸数の減少率より大きい割合で進んでおり、このことは三原町、兵庫県でも同じ傾向です。

#### ③専業別・経営規模別農家数

神代南地域における専業別農家構成比の動きを見ると昭和55年にⅠ兼農家が半数を占めていましたが、昭和60年以降は減少しています。他方で専業・Ⅱ兼農家が増加しています。次に経営規模別農家数は三原町、兵庫県では中間階層（50a～100a）の解体が進んで、200a以上が増加傾向にあります。しかしながら、神代南地域の場合は50a未満が減少している以外に変化はみられません。

#### ④土地利用

耕地のほとんどが水田となっています。

\* 三原町農地整備課課長補佐（みづた やすよし）

### ⑤農業生産

主要農産物の収穫面積及び主要家畜頭数の動向は、乳用牛は昭和55年以降減少していますが、野菜類、肉用牛は増加しています。

### ⑥資本整備の状況

農機具は個人所有がほとんどで、共有が少ないです。畦雑草の草刈り作業の軽減と、用水管理の利便性、雑草が少ないことによる、病虫害被害の低減のためコンクリートによる畦畔の整備が多くの圃場で出来ています。

### ⑦圃場整備の状況

三原町の現在実施中の地区（県営2地区、町営1地区）が完了して40%弱です。

## 2. 圃場整備と地域づくり—圃場整備の推進現状

三原町では、圃場整備を推進するために各部落の代表（区長、圃場整備推進員）に補助金制度等の説明会を毎年実施しております。

地元で説明会等を開催する場合は、関係者代表からの依頼に基づいて、日程調整を行い部落公会堂等で開催するのが常ですが、当該部落以外の関係者への説明が遅れたり、ほとんど農地の区画整理、水利組合の調整等に主眼をおいた検討調整で話し合いが持たれることが常になっており、減歩にこだわるなど、途中で難航する事もしばしばありました。

自分の地元においての経験では、地元で営農計画案の検討を十分せずに区画整理の計画が進み工事が先行したことにより、営農グループによるハウス栽培の計画が持ち上がりましたが、非農用地の設定調整がうまくいかず、変更計画の期限に間に合わず、個人毎の施設形態になりました。

今回の地域づくり協議会とプランナーのような将来構想を検討する機構が設定され協議する場がうまくできていればと残念に感じております。

この反省から、地元の色々な計画を十分活かし、悔いのない計画実施を行うためにも、検討会の必要性を十分認識はしていたものの、良い方法が見つかりませんでした。

## 3. 神代南地域での地域づくり

平成7年9月に洲本市、緑町、三原町、南淡町に跨り延長約20kmの南淡路広域農道〔通称〕オニオンロード〕で方線の決定をしたルートにあたる、圃場未整備の三原町神代地区の段、浦壁、黒道、喜来の4部落で事業協力の部落別説明会を開催しました。

すべての部落説明会の話題は、道路幅員が11mを超えるために、その用地確保の方法が検討され、ルート上にある特定個人へ用地買収面積が集中することにより、将来農業を継続できない状況に追い込む結果になり、併せて現在の農道は狭小で取り付け道路に利用しても、広域農道をうまく活かさないで、圃場整備を併せて実施して周辺農道の整備を行い、各部落全員が応分の負担をすることで広域農道の恩恵をうけることを前提に協力を取り付けました。

三原町では、産業課、建設課で関係部落へ圃場整備事業の推進方法の検討を始めました。

## 4. 農政局から地域づくり事業の打診

平成8年5月に農政局の事業で、三原町全域での地域づくりを進めたいという話がありましたが、55部落の調整が出来ないことを理由にお断りをいたしました。

その後において、旧村単位に規模を縮小しての事業依頼をうけましたが、どの地区も10数部落の構成であり、地域づくりに併せて圃場整備推進を行いたい三原町としては、圃場整備率が一番低い神代地区を検討いたしましたが、立地条件に大きな差があり、16部落で構成されており、纏めるのは無理であると判断いたしました。

三原町は地域づくり事業の完了後に速やかに圃場整備事業を実施して、オニオンロード用地の確保を行い広域農道事業の実施を行いたいの、オニオンロードに関連する4部落と周辺3部落の神代地区の7部落の範囲で良ければ、地域づくり事業に協力すると提示いたしました。

農政局からその範囲で良いとの返事をいただき、神代南地域として地域づくりに取り組みました。

平成8年7月に農政局、牛野助教授、三原町による打

ち合わせ会を行い、地域づくりは8年度自己点検調査、9年度構想計画、10年度基本計画の3カ年かけての事業である説明を受けました。

農政局は圃場整備調査設計採択申請は11年度に行っていた希望でしたが、三原町は地元関係者の熱意を冷まさないために、10年度に採択申請を行い、11年度から工事実施を行う条件で進めました。

近畿農政局の主体で地域づくり事業を行うことの受け入れについては、新しい圃場整備の推進方法と位置付けて、協力し勉強させていただくことにいたしました。

関係地区住民の召集においては、三原町役場からの案内であっても、京都大学、近畿農政局の名前を前に出ささせていただくことで、地域住民役員の選考もスムーズに行われ、最初の説明会は興味本位にしても、出席状況も良好で思った以上の参加が得られました。

## 5. 地域づくりの実施方法

1年目の平成8年度の作業は地域づくりの手始めに住民が地域の現状を把握、認識するため、自己点検調査を行いました。

地域住民全世帯を対象に、家族構成、生活環境と農業者には追加項目として農業経営、生産基盤の項目により、アンケート調査を実施しました。

数回の代表役員による協議を進めて、自己点検調査図として、土地利用現況図、公共施設、道路利用、農用地の条件、道路の状況、水路幅員、ため池等の水源施設、居住地条件と家屋の種類と分布の項目を地図に明記して、地域現状の再確認をいたしました。

非常に複雑な水利用の現況図を作成するため、地域内の水利代表により各部落ごとに水利系統図、受益範囲図を作成いたしました。

調査結果を近畿農政局で纏めて、神代南地区総合計画（自己点検調査書）として作成していただきました。

最初は役員の意識にも、大学のえらい先生の話聞くということで、多少行儀良く話を進めた部分もありますが、自己点検調査のための会合が10数回になり慣れてくることにより、受け身でなく徐々に積極的に調査が進みました。

先生方には、三原農業（三毛作体系）の現状や用水の複雑な利用現況における不便さ、後継者不足による将来不安を認識いただけたと思っています。

3月には牛野助教授ご指導の元に、正式に神代南地域づくり協議会を発足し、神代地区公民館で農政局、県、町、農協等、多数の来賓にご参加いただき、発足式並びに第1回総会を開催いたしました。

2年目の地域づくりの作業等の内容については、50年後の将来へ向けての検討会が主目的であって、自己点検を進めていくうちに、浮き彫りになった問題点や住民の要望、複雑な水利の現状と、部落の将来にわたって保存の必要な施設や景観保護を再確認しました。

各部落総会において、住民に神代南地区総合計画（自己点検調査書）を発表説明し、現状を認識していただきました。

構想計画を進める中で、オニオンロードを中心とした道路網の計画を検討し排水路の放流先である町管理の馬乗捨川改修を併せて検討しました。

地元要望の高い道路改良、排水路改良等の要求をカバーするためには、是非とも圃場整備事業の実現へ向けての希望が多くなり全体で推進する方向になりました。

三原町も圃場整備の補助事業の採択に向けての準備として、構想計画等を参考に計画案を作成し、各部落へ配布し説明会を開催し、事業推進を行いました。

これらの会合で行政が出席したものだけで、地域づくり関係は35回、圃場整備関係は12回にのぼりました。

調査設計に向けて、地形図の作成に当たっては、三原町は将来の土地管理等に考慮し、地籍調査担当課を中心に各課で協議を行い地図情報システム（GIS）への取り組みの手始めとして、DMデータ化による地形図を作成いたしました。

これにより、水路、コンクリート畦畔等の色分けが出来て、地元でのいろいろな調整に役立ちました。

3年目は仕上げの基本計画の策定にあたり、圃場整備の調査設計と併せて、各部落で検討していただきました。

会合は地域づくり関係が17回、圃場整備関係は11回にのぼりました。

道路計画や用排水路，施設計画が事前から検討されているために，広域農道，幹線町道や町管理河川改修，部落公会堂等，施設の非農用地の設定及び調査設計はスムーズに進行しました。

再度，意向調査を実施し，基本計画に合わせた事業の実施や営農意識の改善において当初の結果より前進した考えになっております。

地域づくりを行ったことにより，地元役員はもとより，住民も自分の問題として集落の将来を考え，暮らしやすい理想の農村を具体化するため，当然のように圃場整備が推進されました。

従来の推進と比較して，行政と関係者との対話の機会が多いため，より細かい内容の説明会ができ，事業の実施に当たっての理解が進んでいると思います。

最後に，地域づくりをご指導いただいた京都大学の牛野助教授をはじめ，鳥井助教授，稲本助教授の各先生方，近畿農政局地域計画部地域計画係の内田耕吉係長をはじめ地域計画課の皆様大変お世話になりました。

土地改良総合整備事業の採択申請には，兵庫県農地整備課，洲本土地改良事務所の下野所長をはじめ事務所の皆様大変お世話になりました。

紙面をお借りして，厚くお礼申し上げます。



# 「人と自然との共生ゾーン条例」による里づくり

～活力と魅力にあふれた快適農村空間の形成をめざして～

藤 平 博 司\*

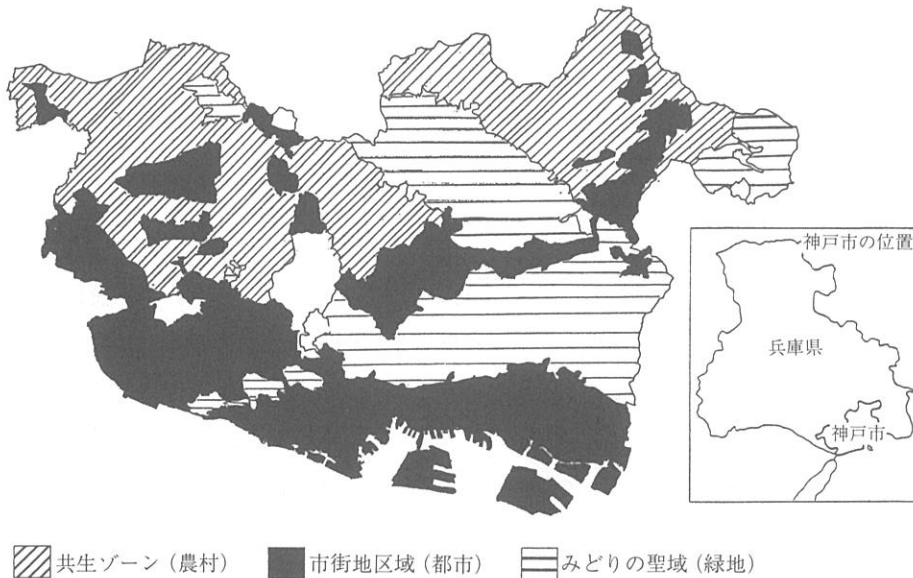
## 1. はじめに

神戸は、美しい海、緑豊かな六甲山とその背後に広がる農業・農村地域を擁し、温暖な気候と豊かな自然に恵まれた都市です。このうち農業・農村地域では、人々は永い年月にわたって、自然に働きかけ、自然と共に歩むことにより、様々な恵みを受けてきました。また、集落では、農村歌舞伎舞台、古民家などの伝統的建築物や農村文化が、人々により守り育てられてきました。そして、緑豊かな農地や山林、集落、点在するため池、ゆるやかに流れる河川などが調和して、美しい農村景観を形づくり、農業・農村地域に潤いと安らぎを与えています。

このような環境を守り、育て、より良いものにして次世代に伝えて行くことは、現在に生きる私たちの責任といえます。自然からの恵みに改めて感謝し、農業・農村地域のもつ自然空間の維持やアメニティの醸成などの多面的な機能が発揮されるよう、環境にやさしい農業と生活を推進していく必要があります。

また、自然と上手につきあうための知恵を見つめなおし、その上に新しい技術や考え方を盛り込むことにより、新たな人と自然との共生の道が開けてくるのではないのでしょうか。

このたびの阪神・淡路大震災では、食料・生活物資の供給などに農業・農村地域が果たした役割は非常に大きな



\* 神戸市西農政事務所所長（ふじひら ひろし）

ものでした。

農業・農村地域で生活する住民と市街地で生活する住民が農業・農村地域に広がる豊かな自然とふれあう中で、お互い理解しあい、共存共栄していくことを考えるのも大切なことです。

神戸市としては、このような考え方に沿って、全ての市民と市が協働して、「農村環境の整備・保全・活用」を図り、21世紀においても私たちや次の世代が生き生きと生活できる“人と自然との共生ゾーン”の実現をめざして「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」を平成8年4月に制定しました。

## 2. 農業・農村地域の現状と課題

神戸市域面積は、約55,000haあり、都市（市街化区域、約19,500ha）、緑地（市街化調整区域の山林、約15,000ha）、農村（市街化調整区域の農業・農村地域、約18,000ha）が約3分の1ずつを占めています。このうち農業・農村地域（北神戸8町・西神戸7町）は、昭和23年～33年にかけて市域に合併された地域であり、昭和40年代から丘陵地にニュータウンが開発されるなど、土地利用について大きく変化しながら、農村と都市が近接して発展してきました。

神戸市の農業・農村地域には、市域面積の約1割を占める約5,500haの農地、約6,400戸の農家があり、自然的立地条件と都市近郊に立地する経済的・社会的条件を生かした農業経営が行われ、水稲・園芸（野菜・花卉・果樹）・畜産の3部門が有機的に連携しています。

また、神戸ワイン・神戸ビーフ等、農産物の付加価値を高めるためのブランド化も進んでおり、粗生産額においては近畿圏の市町村の中でも常に上位を占めるなど、全国的にみても有数の農業地帯が形成されています。

土地基盤整備事業については3,700haの計画に対して3,056ha（83%）完了し、生活基盤についても農村集落排水事業の計画4,100戸に対して3,712戸（91%）が水洗化（工事中を含む）されています。

しかしながら、ウルグアイ・ラウンド農業合意以降、農業を取り巻く社会的経済的条件が大きく変わってきています。また、農業従事者の高齢化・兼業化や後継者不足などにより地域社会の活力の低下がおこる恐れがある中、土地利用に対する農業者・市民の意識の多様化や非農業的土地利用需要の増加と相まって資材置場や廃車置場等の増加による土地利用秩序の混乱が生じてきています。

このため、従来から農業・農村地域が持っていた食料

表1 農家戸数（平成9年8月1日現在）

|     | 農家戸数  | 内 訳   |       |       | 農家人口  | 神戸市全体  |         |           |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|-----------|
|     |       | 専 業   | 第Ⅰ種兼業 | 第Ⅱ種兼業 |       | 総世帯数   | 人 口     |           |
| 神戸市 | 北 区   | 2,469 | 254   | 440   | 1,775 | 10,879 | 81,623  | 229,004   |
|     | 西 区   | 3,732 | 1,102 | 451   | 2,179 | 17,154 | 77,753  | 225,896   |
|     | そ の 他 | 262   | 4     | 13    | 245   | 1,105  | 391,290 | 969,733   |
|     | 計     | 6,463 | 1,360 | 903   | 4,199 | 29,138 | 550,666 | 1,424,633 |

表2 生産基盤・生活基盤整備状況（平成10年度末現在）

|     |     | ほ 場 整 備 事 業 |          |         | 下 水 道 整 備 事 業 |             |         |
|-----|-----|-------------|----------|---------|---------------|-------------|---------|
|     |     | 整 備 目 標 ha  | 整 備 済 ha | 整 備 率 % | 整 備 目 標 戸     | 整備済(着工含む) 戸 | 整 備 率 % |
| 神戸市 | 北 区 | 1,400       | 930      | 66      | 840           | 523         | 62      |
|     | 西 区 | 2,300       | 2,126    | 92      | 3,260         | 3,189       | 98      |
|     | 計   | 3,700       | 3,056    | 83      | 4,100         | 3,712       | 91      |

注：下水道の整備については、集落完結型の整備状況（着工を含む）を示しており、市街化調整区域では全体で11,000戸（公共下水道接続型4,600戸、個別型1,000戸）であり整備率は73%である。

の供給、環境保全、教育・レクレーションの場の提供等の機能の維持に支障が生じるとともに、快適な居住環境にも影響を及ぼすようになってきました。近年、酸性雨・地球温暖化・フロンガスによるオゾン層の破壊といった地球的規模の環境問題も、都市と農村を問わず、一人一人の日常生活に深くかかわる問題として認識されています。この意識の広がりや農村地域の環境保全のきっかけにつながるとの期待も大きいものです。

このような現状に対応し、現行法令だけでは土地利用調整が十分に行えない点を補完しながら、良好な営農環境や自然環境の保全等を図るために、秩序ある土地利用を中心とした総合的な地域施策を実施することが必要になってきました。

### 3. 条例の制定経過

神戸市では、平成3年4月に「緑地の保全育成及び市民利用に関する条例」を制定し、緑地の計画的保全及び育成を図ることとしました。その結果、市域全体の中で、神戸市としての計画的な土地利用の方向性が示されていない部分が市街化調整区域の農村地域だけとなり、この地域において計画的な土地利用と整備・保全等を行うための制度を新たに設けることが必要となりました。

平成3年度に設置した「人と自然との共生ゾーン整備計画審議会」は、平成4年3月に「神戸市農業の振興と併せ、農業地域の自然環境や農村文化等の地域資源の保全と活用を図りながら、人と自然が共生し、活力ある農村づくりを目指す取り組み」が重要であるとの答申をいただきました。

この提言を受けて、条例化をめざすため、平成4年から平成6年度において「人と自然との共生ゾーン土地利用検討委員会」「土地法令研究会」を設けて農村計画や行政法の先生方により検討願い、また指導を受けました。

これら2年半にわたる委員会の成果をもとに平成7年度には、条例の制定に向けて、地域住民や農業者も含めた幅広い範囲の意見を聴くため、「人と自然との共生ゾーン審議会」を設けて検討を行い、平成8年1月の答申で、「地域住民の意向を反映できる制度の検討」等についての提言を得て平成8年3月市会に条例案を上程し、平成8年4月に『人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例』を制定しました。

## 4. 条例の概要

### (1) 目的・特徴

本条例は、市内の農村地域を『人と自然との共生ゾーン』として指定し、「秩序ある土地利用の計画的推進」、「農村らしい景観の保全及び形成」、「里づくり協議会による里づくり計画の作成及び里づくり協定の締結等」を行うことにより、農村環境の整備等を行い、もって「自然と調和し、快適で魅力にあふれた都市の実現を図ること」を目的に掲げています。特徴としては、里づくりと土地利用の2本柱を、住民参加によって実現するとして

います。また、基本的内容として、①共生ゾーンにおける総合的計画の策定（「基本方針」）、②秩序ある土地利用及び農村景観の保全等のための施策の実施（「農村用途区域、農村景観保全形成地域」）、③住民が主体的に行う里づく

表3 神戸市の土地利用規制

|            |                       |                      |          |
|------------|-----------------------|----------------------|----------|
| 神戸市の都市計画区域 |                       | 54,955ha(埋め立て予定地を含む) |          |
|            | 市街化区域                 | 19,803ha             |          |
|            | 市街化調整区域               | 35,152ha             |          |
|            | 暫定市街化調整区域<br>(用途地域あり) | 801ha                |          |
|            | 市街化調整区域<br>(用途地域なし)   | 34,351ha             |          |
|            | 緑地保全条例指定地域            | 14,937ha             |          |
|            | 農業振興地域                | 10,512ha             | 19,414ha |
|            | その他の区域                | 8,902ha              |          |
| 共生ゾーン      |                       | 17,698ha             |          |

りの推進（「里づくり協議会，里づくり計画・協定」），④ 住民活動の支援を定めています。

## (2) 対象区域と法規制

対象区域は，市街化調整区域の中で「緑地の保全・育成及び市民利用に関する条例」の緑地の保存区域等を除いた区域の内，農村環境の整備等を図るべき区域（約17,698ha）を「人と自然との共生ゾーン」として平成10年3月31日に指定しました。なお神戸市全域の土地利用規制の概要は表3のとおりです。

本条例は，現行の法令のみでは，農業・農村地域の現状に，十分な対処ができないため制定したものであり，現行法令の的確に組み合わせて運用することにより，相乗効果を発揮し，秩序ある土地利用を計画的に推進できると考えています。

関係法令の問題点は次のとおりと考えます。

### ①都市計画法

市街化調整区域は，基本的に開発を抑制する区域であり，原則，開発は出来ないが，市街化を推進しないものや，やむを得ないものについては，開発が認められる。

その規制の対象は，建築物を建築等する際の土地の区画形質の変更であるため，建築物の建築等を含まない資材置場や廃車置場などの土地利用に対しては，有効な対応が出来ない。

### ②農業振興地域の整備に関する法律

農業振興地域内の規制の対象は，農用地区域が中心であり，農業振興地域内の土地であっても，農用地区域以外の土地は規制がかからないため，これらの土地における無秩序な土地利用に対しては，有効な対応が出来ない。

### ③農地法

農地法における規制の対象は，農地の他目的への転用であり，転用の許可にあたっては，一筆ごとに農業生産条件の保持という観点から審査されているため，秩序ある土地利用の推進を計画的に図るうえでは，十分なものではない。

### ④森林法

森林法における規制の対象は，森林における一定規模以上の開発であるが，一定の森林を残せば開発すること

が可能であり，計画的な土地利用の観点は含まれていない。

## (3) 秩序ある土地利用

土地利用の規制は，共生ゾーンを農村用途区域（農業保全区域・集落居住区域・環境保全区域・特定用途区域の4区域）のいずれかに指定し，これらの区域内で土地の利用に係る行為をしようとする者に届出の義務を課し，届出義務は平成11年2月15日からスタートしています。当初指定にあたっては，農業保全区域と環境保全区域のみの指定として「里づくり計画」が樹立され，認定されなければ他の2区域の指定は出来ないこととされています。なお，農村用途区域及び農村景観保全形成地域の概要図は図1のとおりであり，農村景観保全形成地域の基準等は現在検討中です。

農村用途区域は，土地利用の混在化により生じる摩擦を解消し，農村のもつ多面的・公益的機能の維持・増進を図るため，多様な土地利用相互間の調和に配慮しながら，土地利用を計画的に行うものです。届出の対象行為には，建築物の新築等や土地の区画形質の変更を伴わない資材の保管場所としての土地の利用も含めています。

## (4) 住民参加と里づくり

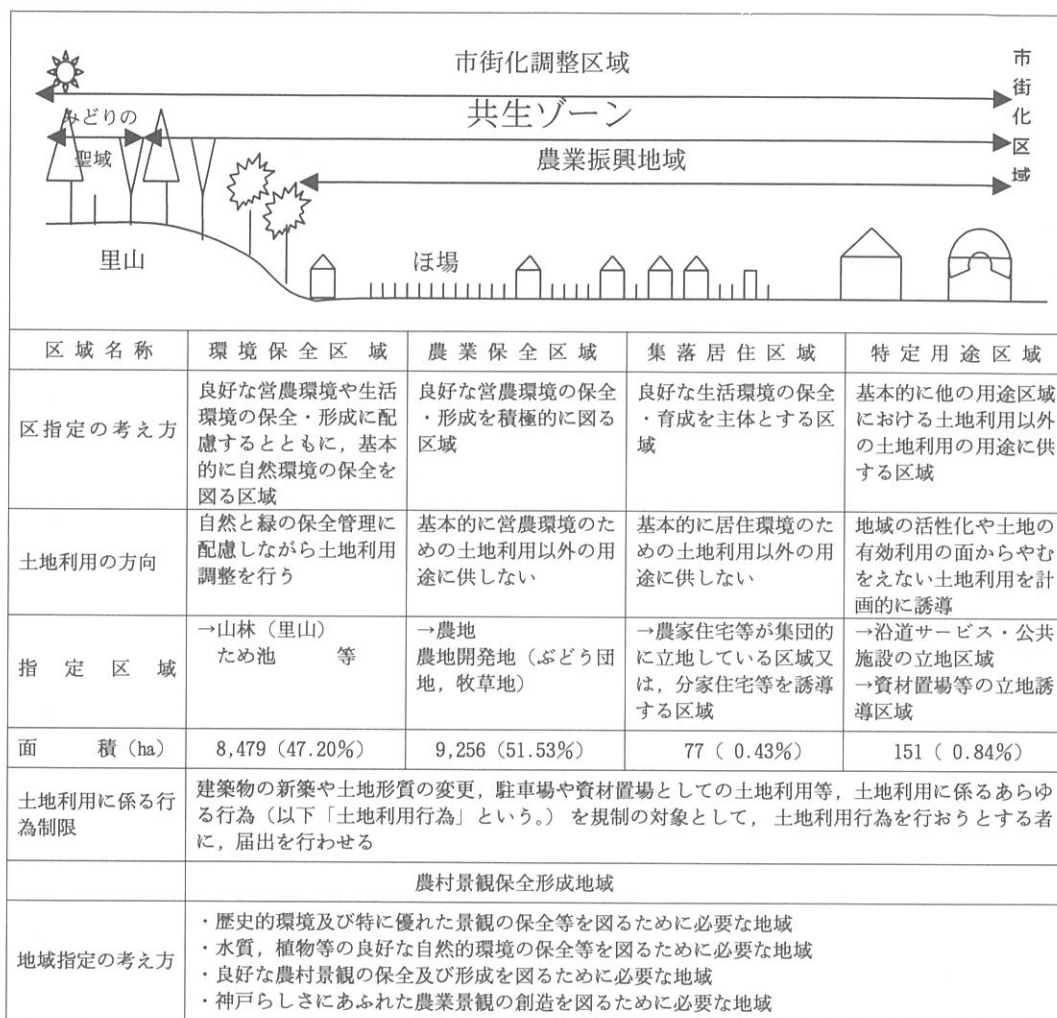
住民参加や住民の主体的な取り組みとしては，住民が組織する「里づくり協議会」を中心として行います。里づくり協議会は，集落を単位として組織し，里づくり計画の策定や里づくり協定の締結，里づくり事業の推進を行うこととしています。

共生ゾーン内の集落数は163集落で，そのうち平成11年5月現在で協議会が設立されているのは95集落と全体の58%となっており，市はそのための支援を行うこととしています。

里づくり計画は，地域の活性化・土地利用や集落景観の保全・形成に対する考え方を反映，集約した計画であり，内容としては，計画の目標及び方針，農業振興計画，環境整備計画，土地利用計画，景観形成計画及び都市との交流計画等を定めるものです。

一方，地域住民が主体となって地域計画をつくり，実践することによって里づくり（農地の保全・農村の活性

図1 農村用途区域及び農村景観保全形成地域のイメージ



化等)が達成されると考えられ、現在、里づくり計画は、10地区(29集落)で策定されており、さらに今年度中にはさらに15地区(18集落)策定される予定であります。

## 5. 田園都市をめざす西区

### (1) 協議会活動

「太陽があふれ、豊かな緑、緩やかに流れる水」——そこに広がる“田園都市”をめざす西区では「里づくり計画」の策定に積極的に取り組まれています。

まず全体の制度、PR等を担当する、西区里づくり協議会は7地区(旧町単位)代表39名で組織し、また7地

区では各々に地域協議会を受けて活動しています。

集落における「里づくり協議会」は96集落のうち43集落が組織化され、平成11年度では全集落に協議会を設立することを目標としています。

### (2) 里づくり計画

西区では現在7地区(26集落)で「里づくり計画」が樹立されており(表4)、特に農村用途区域の当初指定では4地区(12集落)の計画が反映されました。

「里づくり計画」を樹立する場合、各々の集落では自然的、社会的条件が異なるため、独自性を尊重し、金太郎アメのような計画でなく個性豊かな計画で、全てが樹立されると96通りの計画が出来上がることとなります。

表4 里づくり計画の樹立

|       | 平成10年度計画樹立集落  | 平成11年度末計画樹立予定集落 | 参 考                       |
|-------|---------------|-----------------|---------------------------|
| 伊 川 谷 |               | 小寺              | 10年度末<br>計画樹立17集落（全体の18%） |
| 樋 谷   | 寺谷, 松本        | 福谷, 池谷          |                           |
| 押 部 谷 | 木津            | 木見              | 11年度                      |
| 平 野   | 下村, 平野南部（3集落） | 福中, 上津橋,        | 計画予定12集落（全体の13%）          |
| 神 出   | 北             | 東               |                           |
| 岩 岡   | 野中（9集落）       | 秋田, 上村（4集落）     | 11年度末で全体の30%が計画樹立予定       |

また、計画樹立では概ね10年（土地利用は5年）先を目標としており、理想や計画のための計画に走る事なく、実現性のあるものを主体としていきたいと考えています。

これまでに「里づくり計画」を樹立した地区のうち、代表的な4地区の概要を別表1により紹介します。

## 6. おわりに

本条例は、市街化調整区域の農村地域を人と自然の共生ゾーンに指定し、条例に基づく、土地利用規制と住民が策定する里づくり計画を結び付けて土地利用の計画的なコントロールを行うとともに、地域住民と市が協働して、総合的な地域施策を進め、農村地域の持つ多様な機能の整備・保全を図り、地域振興を行うための、農村空間の新たな整備システムを提供するものであります。

当面の課題として、まず、第1にすべての集落で「里づくり協議会」を設立し、第2にすべての協議会で「里

づくり計画」を5年以内に樹立することです。このため、①条例に基づく支援措置の充実及び地域住民が主体的に取り組める体制づくりの整備、②推進のため事業推進スタッフ養成と財政的支援が必要であります。今後は、これらの課題に取り組み、市民と市の協働を通じて、市内の農業・農村地域の活性化や魅力化を進めていきたいと考えています。

第3には、条例に基づく秩序ある土地利用を実効あるものにするために、都市計画法、農地法、農振法、森林法の所管部署との連携を強化するとともに、特に農業委員会の協力が必要であります。

幸いにも神戸市の体制は農政事務所長と農業委員会事務局長を兼任していることから、農業委員の協力のもとに事業推進が図れています。

しかしながら、都市隣接地域等においては集落整備法や地区計画の手法も検討した里づくり計画も提案されており、かつ交換分合をもう少し使いやすい制度として欲しいとの要望もあります。

別表1 里づくり計画

| 寺谷里づくり計画の概要   |                   | 会長 高尾和幸  |  |
|---|-------------------|--|--|
| 集落の概要   | 集落名               | 寺谷（西区榎谷町）  |  |
|   | 総戸数               | 72戸（内農家戸数 54戸）   |  |
| 集落の近くまで山地が迫っており、平坦部が少なく農地が少ないため、傾斜のきつい谷筋の奥まで農地として利用されてきた。現在このような条件を改善するため、里づくり計画を基本には場整備事業の採択を目指している。<br>は場整備事業 平成10年～13年予定 は場整備と合わせて河川改修 |                   |  |  |
| 里づくり計画の概要 計画づくりの指導：京都大学大学院農学研究科教授 高橋 強  |                   |  |  |
| 必須事項  | (1) 里づくり計画の名称     | 寺谷里づくり計画   |  |
|   | (2) 計画対象区域        | 西区榎谷町寺谷の区域   |  |
|   | (3) 地区の整備の目標および方針 | 豊かな自然と快適な生活を支える  |  |
|   | (4) 農業振興計画        | 農用地整備：は場整備事業により、農地と農道の整備を進める。<br>稲作経営：生産コストの低減を図るため、担い手育成事業による、集落営農組織の育成を進める。<br>その他：シイタケ、野菜（トマト）、酪農、肉牛生産を充実させる。 |  |
|   | (5) 環境保全計画        | 道路体系の整備、農業集落排水施設の整備、榎谷川の河川改修、公園緑地の整備、集会所の整備  |  |
| 選択事項  | (6) 土地利用計画        | 農業保全区域 95.5ha（11.6%）<br>環境保全区域 718.0ha（87.3%）<br>集落居住区域 8.5ha（1.0%）<br>合計 822.0ha                                |  |
|   | (7) 景観保全形成計画      | 地域全体に山林が多く、保全、整備、活用を進める。   |  |
|   | (8) 市街地との交流計画     | 端谷城跡を活用した活性化施設及び特産品しいたけの振興により消費者との交流をはかる。  |  |
|   | (9) その他の必要な事項     |  |  |
| 摘要  |                   | <導入事業＝農業集落地域土地利用構想>  |  |

| 松本里づくり計画の概要   |                   | 会長 二星豊彦  |                     |
|---|-------------------|--|---------------------|
| 集落の概要   | 集落名               | 松本（西区榎谷町）  |                     |
|   | 総戸数               | 82戸（内農家戸数 41戸）   |                     |
| 西神ニュータウン等に隣接し大変利便な地域であり、豊かな自然アクセスの良い立地条件を備えている。さらには場整備事業が完了し、今後の営農環境の改善が図られつつあるが、農業の担い手不足、転作の強化等、他の地域とも共通する問題点を抱えている。<br>は場整備事業 平成11年完了、平成の村づくり（貸農園250区画 観光果樹園） |                   |  |                     |
| 里づくり計画の概要 計画づくりの指導：兵庫県立姫路工業大学教授 中瀬 勲  |                   |  |                     |
| 必須事項  | (1) 里づくり計画の名称     | 松本地区農業活性化構想  |                     |
|   | (2) 計画対象区域        | 西区榎谷町松本の区域   |                     |
|   | (3) 地区の整備の目標および方針 | 平成の村づくり むらの理念（いのち）を都市に吹き込む   |                     |
|   | (4) 農業振興計画        | 稲作の共同化と個人管理 転作を担い手組織に委託<br>環境保全型農業法人の結成 担い手組織の構成   |                     |
|   | (5) 環境保全計画        | 環境保全型農村をめざす<br>グラウンドワーク組織の結成   |                     |
| 選択事項  | (6) 土地利用計画        | 農業保全区域 59.0ha（43.0%）<br>環境保全区域 49.6ha（36.2%）<br>特定用途区域 19.9ha（14.5%）<br>集落居住区域 8.7ha（6.3%）<br>合計 137.2ha |                     |
|   | (7) 景観保全形成計画      | 湯出池、7番池の保全   |                     |
|   | (8) 市街地との交流計画     | 平成村貸し農園 榎谷川、自噴泉を活用した交流<br>市民リフレッシュ農園緊急整備事業による事業拡張で農園造成36区画、3,000㎡を11年度中に完了予定。同事業は農業構造改善事業の一部。            |                     |
|   | 摘要                |  | <導入事業＝集落活動促進特別対策事業> |

| 野中里づくり計画の概要                           |   | 会 長 福 正 正 雄   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
|---------------------------------------|---|---|-----|---------|--------|---------|--------------|-------|--------|-------|--------|--------|-----|---------|
| 集<br>落<br>の<br>概<br>要                 | 集落名   | 野中（西区岩岡町）   | 人 口 | 1, 370人 |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
|                                       | 総戸数   | 362戸（内農家戸数 161戸）  |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
|                                       | 緑農住区関連は場整備事業が昭和57年に完了し、16年が経過している。<br>市街地に近く、非農業的土地利用の需要が増えている。農業の経営規模が小さい農家が多い。<br>9集落（上講、中講、寺講／下講、谷講、新開／前講、内山、沌戸）3自治会 |   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
| 里づくり計画の概要 計画づくりの指導：神戸芸術工科大学教授 齊 木 崇 人 |   |   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
| 必<br>須<br>事<br>項                      | (1) 里づくり計画の名称   | 野中里づくり計画  |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
|                                       | (2) 計画対象区域  | 西区岩岡町野中および古郷の一部（県道東部）   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
|                                       | (3) 地区の整備の目標および方針   | 緑豊かで活力ある里づくり  |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
|                                       | (4) 農業振興計画  | 稲作経営：3つの機械利用組合による農作業請負制度の充実<br>地域活性化：沌戸池跡を核にした農業振興<br>園芸振興：トマト、いちじく、軟弱野菜の振興   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
|                                       | (5) 環境保全計画  | 野中清水の保全<br>公園の周辺の農村景観の保全<br>清水川の親水化と周辺の緑化<br>神出道下の集団農地の保全   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
| 選<br>択<br>事<br>項                      | (6) 土地利用計画  | <table border="0"> <tr> <td>農業保全区域</td> <td>123.3ha</td> </tr> <tr> <td>環境保全区域（沌戸池跡）</td> <td>0.8ha</td> </tr> <tr> <td>（川崎重工）</td> <td>4.7ha</td> </tr> <tr> <td>集落居住区域</td> <td>48.3ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>177.1ha</td> </tr> </table> |     |         | 農業保全区域 | 123.3ha | 環境保全区域（沌戸池跡） | 0.8ha | （川崎重工） | 4.7ha | 集落居住区域 | 48.3ha | 合 計 | 177.1ha |
|                                       | 農業保全区域  | 123.3ha   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
|                                       | 環境保全区域（沌戸池跡）  | 0.8ha   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
| （川崎重工）                                | 4.7ha   |   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
| 集落居住区域                                | 48.3ha  |   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
| 合 計                                   | 177.1ha   |   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
| (7) 景観保全形成計画                          | 秩序ある土地利用計画の推進により田園を主体とした野中集落づくり   |   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
| (8) 市街地との交流計画                         | （農村公園、ため池、水路の保全）  |   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
| (9) その他の必要な事項                         | 野中おにぎり公園（仮称）「沌戸池跡活用計画」<br>野中の清水公園の伝承  |   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |
| 摘 要                                   |   | <導入事業＝農業集落地域土地利用構想>   |     |         |        |         |              |       |        |       |        |        |     |         |

| 神出里づくり計画の概要                          |   | 会 長 分 玉 進   |     |      |
|--------------------------------------|---|---|-----|------|
| 集<br>落<br>の<br>概<br>要                | 集落名   | 北（西区神出町）  | 人 口 | 360人 |
|                                      | 総戸数   | 77戸（内農家戸数 53戸）  |     |      |
|                                      | ほ場整備事業が完了し、水稲を集落全体で取り組むことから里づくりをはじめ神出ファームビレッジの建設、集落全体で農業、地域環境を考え、安全で住みやすい北集落を目指す。 |   |     |      |
| 里づくり計画の概要 計画づくりの指導：神戸芸工大齊木教授及び西農政事務所 |   |   |     |      |
| 必<br>須<br>事<br>項                     | (1) 里づくり計画の名称   | 神出里づくり計画  |     |      |
|                                      | (2) 計画対象区域  | 西区神出町北  |     |      |
|                                      | (3) 地区の整備の目標および方針   | 神出バイパスの完成を機に「憩い処・神出北」を設置し直売所を設け、農産物を販売し、活性化を図る  |     |      |
|                                      | (4) 農業振興計画  | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成4年から集落営農によるミニライスセンターを稼働し、平成10年には「神出ファームビレッジ」を建設し、都市と農村との交流を柱とした営農計画を策定中。</li> <li>平成11年から予定されている農村総合整備事業により集落及び地域活性化を進める予定。</li> </ul> |     |      |
|                                      | (5) 環境保全計画  | 国道175号線バイパスの関連整備  |     |      |
| 選<br>択<br>事<br>項                     | (6) 土地利用計画  | <ul style="list-style-type: none"> <li>集落を農業保全区域と集落居住区域に二分する。</li> <li>集落居住区域は県道神戸加古川姫路線の沿道に集中する。</li> </ul>  |     |      |
|                                      | (7) 市街地との交流計画   | <ul style="list-style-type: none"> <li>神出ファームビレッジ（交流施設）を核に周辺を貸し農園、農業体験農園にして地域の活性化に資する。</li> </ul>   |     |      |
| 摘 要                                  |   | 都市と農村交流施設 神出ファームビレッジ<br><導入事業＝農業構造改善事業>   |     |      |



土地利用基準 施設立地表（抜粋）

・各農村用途区域における土地利用の用途は、次のような制限になります。

（○ 立地可能， △\* 条件付きで可能， × 立地不可）

・ ☆ 都市計画法に基づく手続き（開発許可）が必要な施設

| 施設名称                            | 農村用途区域 | 農業保全    | 集落居住  | 環境保全  | 特定用途  |      |
|---------------------------------|--------|---------|-------|-------|-------|------|
|                                 |        |         |       |       | A 区域  | B 区域 |
| 温室，育苗施設                         |        | ○       | △*1   | △*1   | △*1   | ×    |
| 農舎，農機具等収納庫，農業用資材置場              |        | △*1     | ○     | △*1   | △*1   | ×    |
| 農産物貯蔵施設，農産物集出荷施設                |        | △*1     | ○     | △*1   | △*1   | ×    |
| 畜舎，堆肥舎                          |        | ○       | ×     | △*1,2 | △*1   | ×    |
| 家畜診療施設                          |        | ×       | ○     | △*1,2 | △*1   | ×    |
| 農家住宅，☆分家住宅                      |        | △*1     | ○     | △*1   | △*1   | ×    |
| ☆集会所                            |        | △*1     | ○     | △*2   | ○     | ×    |
| ☆日常生活関連施設                       |        | △*2,4   | ○     | △*2   | ○     | ×    |
| ☆農産物加工施設                        |        | ×       | ×     | △*3,4 | ○     | ×    |
| 居住者の自己事業用<br>駐車場，資材置場（1,000㎡未満） |        | △*2,4   | ○     | △*2   | ×○    | △*4  |
| 学校                              |        | △*3     | ○     | △*3   | ○     | ×    |
| 社会福祉施設・医療施設                     |        | △*3,4   | ○     | △*3,4 | ○     | ×    |
| ☆ドライブイン・ガソリンスタンド                |        | △*3,4   | ○     | △*3,4 | ○     | ×    |
| 駐車場                             |        | △*3,4   | △*2,4 | △*3,4 | ×     | △*4  |
| 資材置場・洗車場                        |        | △*3,4   | ×     | △*3,4 | ×     | △*4  |
| 廃車置場                            |        | ×       | ×     | △*3,4 | ×     | △*4  |
| 土採取場・廃棄物処理場                     |        | ×       | ×     | △*3,4 | ×     | △*4  |
| ☆運動・レジャー施設                      |        | ×       | ×     | △*3,4 | △*4   | ×    |
| トラクターミナル                        |        | ×       | ×     | ×     | ×     | △*4  |
| 公共事業に伴う仮設施設<br>一時的な資材置場，駐車場     |        | △*1,2,4 | △*2,4 | △*2,4 | △*2,4 | △*4  |

〔条件〕

\*1 当該土地が農地である場合，当該用途区域内外に農地以外の代替えの土地がないこと。

\*2 里づくり協議会の承認が得られること。

\*3 里づくり計画の中に当該土地利用が位置づけられていること。

\*4 施設設置基準を満たすこと。

① 出入口を除く敷地の周囲に植栽帯を設置し景観に配慮すること。

② 植栽帯は原則として，土地利用を遮蔽できる高さ・密度を設置すること。

③ 植栽帯は下記の割合以上に設置し，周辺部へ均等に配置すること。

◆ 1ha未満 → 10/100      ◆ 1ha以上 → 20/100

## 第20回農村計画研究部会現地研修集会(1998. 9. 2)の記録

第20回農村計画研究部会現地研修集会は、農村計画学会の協賛を得て、平成10年9月2日に群馬県新治村において開催された。同研修集会では、新しい全国総合開発計画が平成10年3月31日に閣議決定されたことを受け、「農村地域における総合計画の新たな展開」を全体テーマとし、基調講演を含む5本の講演とパネルディスカッションが行われた。また、研修集会に合わせ、翌9月3日には現地検討会が催され、新治村「たくみの里」と群馬県川場村「田園プラザ」を中心とした現地見学が行われた。研修集会への参加者は、331人を数え、うち約85%が現地検討会にも参加した。

ここでは、講演の要旨とパネルディスカッションの概要について簡単に紹介する。なお、講演(基調講演を除く)の要旨・資料は、部会誌『農村計画』No.45に収められている<sup>1)</sup>。また、基調講演とパネルディスカッションの記録の概要<sup>2)</sup>や全容<sup>3)</sup>については、別途、参照を願う。

## 1. 講演の要旨

基調講演は、「地域づくりの新しい波」と題して、森徹夫氏(明海大学)より行われた。森氏は、地域づくりには、基本的に重要な産業振興に加え、住み良さ、イベント、交流の3つの要素があるとしたうえで、それぞれの要素についての課題を示した。産業振興については企業誘致に替わる地域資源活用方策を見出すこと、住み良さについては、大型の社会資本の整備はほぼ終わったとの認識に立ち、より“身近”で“美しい”環境づくりを住民の相互協力により行うことが重要であると述べられた。また、イベントについてはその継続性、そして交流については都市住民が農村地域をどのようにみているかが重要であるとされた。さらに、いずれの課題に取り組む場合でも、最も重要なことは、「誰がやるのか」という人材の問題であることを指摘している。

基調講演に続く2つの講演は、国土庁で計画行政に携わっている2名の方からの報告である。

まず演壇に立った松田博氏(国土庁計画・調整局)は、新しい全国総合開発計画について、その概要説明を

行うとともに、いくつかの個人的な見解を示された。講演のタイトルは、新しい全総計画の標題を引用した「21世紀の国土のグランドデザイン—地域の自立の促進と美しい国土の創造—を目指して」である。松田氏は、新しい全総計画は地域からの発意を重視しているが、その割には一般の住民には知られていないのではないかと、また計画の中で用いられている「ガーデンアイランド(庭園の島)」という言葉には、将来を見据えた“深い”意味が込められているのではないかと等の見解を示し、特にガーデンアイランドの意味について考察を加えた。

続いて、鈴木和也氏(国土庁地方振興局)が、「新しい農村総合整備計画について」と題して、同計画の第6期対策(平成10年度~14年度)の基本的考え方について報告した。その中で特に強調されたことは、計画作成過程におけるアドバイザー制度の導入と広報活動の実施である。また、多自然居住地域については、地方中小都市も中心商店街の地盤沈下等の問題を抱えており、農村と同様「活性化」が必要であることに言及された。

以上の講演は、農村地域における今後の総合計画の基本的方向づけ(理念)に関するものであるといえよう。これに対し、昼食をはさんで午後から行われた2つの講演は、より現場的な地域での実践という立場に立った報告であった。

「農村地域のデザイン手法—新しい農山村風景を生み出す」と題した楠本侑司氏(農村開発企画委員会)の報告では、多くのスライドを用いて、農村景観の形成手法が具体的に説明された。また、このスライド説明に先立ち、氏の農村景観に対する基本的な考え方が示された。その要点は、農村地域における景観整備は、個別事業(修景整備)のレベルのみで考えるのではなく、ドイツの景域計画のような視点をもつことが必要、景観形成にマニュアルはない、良好な風景をつくるには、土地利用のあり方が重要といった点に集約される。

さいごに演壇に立った鈴木和雄氏(新治村村長)は、「農村の使命。そして挑戦」と題して、新治村が平成2年に策定した「農村公園構想」について事例報告を行っ

た。この構想は、村全域を対象として、農業と観光との結びつきを主題において描かれた総合計画である。報告では、構想づくりの具体的な経緯が述べられた。例えば、構想づくりの出発点は、昭和54年、三国街道の旧宿場を中心として300haの田園風景の中に設定された「野仏めぐり」コースが静かなブームになったことにあることである。

## 2. パネルディスカッションの概要

パネルディスカッションは、コーディネーターとして富田正彦氏（宇都宮大学）を迎え、また以上の講演者諸氏に横坂太一氏（川場村村長）と宮城道子氏（十文字学園女子短期大学）を加えた計7名のパネリストによって開かれた。議論のテーマは、『「参加と連携」の理念と実際』である。時間的な制約のなかで、その理念的な問題については十分な展開がなされなかった観もある。しかし、議論の冒頭、コーディネーターの富田氏より「世界の環境を食い潰す中でのガーデンアイランドにどんな意味があるのか」という厳しい発言があったこともあり、実際面については、様々な問題提起がなされ、熱の入った議論が行われた。

主な論点は以下の通りである。

- 新しい全総計画のなかで地域の主導性、公的セクターと私的セクターとの役割分担が強調されていることの裏には、国の財政事情が厳しいという極めて現実的な背景があるのではないか。
- 参加は、行政に対する住民の“武器”であるという側面を忘れてはならないのではないか。
- 地域づくりの具体的な局面において女性が果たす役割は非常に重要な位置を占めている。女性は「全日制」住民であり、「生活者」の視点を持っているからである。また、女性たちのインフォーマル・ネットワークは、地域づくりにおいて重要な機能を果たしうる。しかし、地域づくりの計画をたてる際意思決定プロセスに女性が参加（参画）する機会は、まだ不十分なのではないか。

○今日、広く行われている都市と農村との交流は、農村地域の環境を支えていく（例えば耕作放棄地を活用する）うえで、どこまで有効な連携を都市生活者との間に築き上げているのか。

○川場村は、東京都世田谷区との15年間に及ぶ交流の経験をもっている。150haの森林づくりに関する協力協定も結ばれており、都市生活者の農村環境に対する理解は深まってきているものと考えられる。

なお、今回のパネルディスカッションの中では、広域連携（地方中小都市と周辺農村との間での、あるいは農村地域間での）については、特に議論は行われなかった。また、農村地域における総合計画を考える場合、土地利用は不可欠な検討事項であるが、現在の制度見直しの状況から、今回の研修集会では直接的な議論の対象とはしなかったことを付け加えておく。

第20回研修集会は、集中豪雨による水害の発生という非常事態の中で開催された。その復旧活動の傍ら、我々を受け入れて下さった開催地新治村を始め、関係の方々に対し、最後になるがこの場をかりてお礼を申し上げる。

本記録は、参考資料4)の部分的な加筆修正に基づくものであることを付記しておく。

(文責：事務局)

## 参考資料

- 1) 農村計画研究会：「農村地域における総合計画の新たな展開」, 農村計画第45号, ISSN 0914-8671, pp. 1~46(1998)
- 2) 農村計画研究会：第20回現地研修集会「基調講演とパネルディスカッション」記録, 農業土木学会誌67(5), pp.81~85(1999)
- 3) 群馬県：平成10年度農村計画研究会現地研修集会報告書, 82P(1999)
- 4) 小池 聡：農村計画研究会活動報告, 農村計画学会誌18(1), pp.55~56(1999)

## 事務局通信

昨夏、群馬県新治村で開催した第20回現地研修集会は、331名の参加者を得て、実り多い盛会となった。これもひとえに関東農政局、群馬県、関係市町村、土地改良区はじめ担当者等のご尽力の賜と感謝申し上げます。また本年は、ご多忙な中を兵庫県に開催をお引き受け願った。昨年と同様、実り多い研修となることを願って止まない。

当部会では研修集会のほかに討論集会を、現場と研究者を結ぶ気楽な討論の場として設定している。これは農

業土木学会大会にあわせて開催しているが、昨年は京都市にて「耕作放棄地をどうする」のテーマで、服部俊宏氏（北里大学）、九鬼康彰氏（京都大学）に話題提供を願い、松本康夫氏（岐阜大学）の進行を得て、活発な議論が行われた。また本年は東京にて「存続できるか 中山間地の農業・農村」のテーマによる討論集会となった。

事務局体制の変更。平成11年4月1日付けで事務局員原山昭彦が異動、松尾・友正の2人体制となった。



現地研修集会（群馬県新治村農村環境改善センター）



現地検討会（サラダパーク沼田）

平成11年度農村計画研究部会総会資料

1. 平成10年度活動報告

①第20回現地研修集会

テーマ：農村地域における総合計画の新たな展開

担当幹事：小池 聡

日時：平成10年9月2～3日

場所：群馬県新治村農村環境改善センター

参加人員：研修集会：331名

②部会誌「農村計画」の発行

第27巻1号（通巻45号）平成10年9月発行

（兼第20回研修集会テキスト）

③総会及び討論集会の開催

日時：平成10年7月23日

場所：京都市

(1) 総会

1)平成10年度活動報告及び決算報告

2)平成11年度事業計画、予算

3)役員体制

(2) 討論集会

テーマ：「耕作放棄地をどうする」  
—土地利用の視点から—

進行：松本康夫

講師：服部俊宏 北里大学  
九鬼康彰 京都大学

参加人員：36名

④常任幹事会 3回 4/16 7/9 10/29

2. 平成10年度収支決算

① 一般会計

(収入)

繰越金 195,997

交付金 100,000

協賛金 100,000

研修集会参加費 200,000

雑収入 41,191

計 637,188円

(支出)

会議費 41,580

事務費 150,000

通信費 48,744

研修集会経費 86,331

討論集会経費 20,000

30周年記念事業基金 100,000

繰越金 190,533

計 637,188円

② 特別会計 30周年記念事業基金

繰越金 700,000

一般会計より 100,000

計 800,000円

3. 平成11年度事業計画

①第21回現地研修集会

テーマ：新農業基本法と農村の地域づくり

担当幹事：中西信彦

日時：平成11年9月8～9日

場所：兵庫県神戸市

②部会誌「農村計画」の発行

第28巻1号（通巻46号）平成11年9月発行

（兼第21回研修集会テキスト）

③総会及び討論集会の開催

日時：平成11年8月4日

場所：明治大学リパティータワー（東京都）

(1)総会

(2)討論集会

テーマ：「存続できるか 中山間地の農業・農村」

担当幹事：山路永司, 藤崎浩幸, 服部俊宏

4. 役員体制（平成11年7月現在）

部会長 今井 敏行 北里大学獣医畜産学部

副部会長 高橋 昇 サンスイコンサルタント(株)

副部会長 松村 洋夫 (株)農村開発企画委員会

監事 山本 敏 (株)農村開発企画委員会

部会誌担当 高橋 強 京都大学大学院農学研究科

部会誌編集 九鬼 康彰 京都大学大学院農学研究科

研修会担当 中西 信彦 (社)地域社会計画センター  
 討論会担当 山路 永司 東京大学大学院  
 事務局長 松尾 芳雄 農業工学研究所農村整備部  
 事務局員 友正 達美 農業工学研究所農村整備部

富樫 千之 宮城県農業短期大学  
 ○富田 正彦 宇都宮大学農学部  
 長島 守正 日本大学生物資源科学部  
 中曽根英雄 茨城大学農学部

○中村 出 (社)農村環境整備センター  
 中山 熙之 北海道農業試験場作物開発部  
 西山 和宏 太陽コンサルタンツ(株)

野本 健 (株)ルーラルエンジニア  
 畑 武志 神戸大学農学部  
 八丁 信正 近畿大学農学部

服部 俊宏 北里大学獣医畜産学部  
 姫野 靖彦 内外エンジニアリング(株)  
 広田 純一 岩手大学農学部

藤居 良夫 島根大学生物資源科学部  
 ○藤沢 和 明治大学農学部  
 藤本 昌宣 佐賀大学農学部

星川 和俊 信州大学農学部  
 星野 敏 岡山大学大学院  
 ○本間 泰造 (社)日本農業集落排水協会

前川 俊清 広島県立大学  
 松田 豊 北海道大学農学部  
 松本 康夫 岐阜大学農学部

三沢 真一 新潟大学農学部  
 深山 一弥 農林水産省農業研究センター  
 三輪 晃一 鹿児島大学農学部

村上 嗣雄 日本技研(株)福岡事務所  
 望月 弘宣 (株)葵エンジニアリング  
 森下 一男 香川大学農学部

矢橋 晨吾 千葉大学園芸学部  
 戴内 克義 (株)協和  
 山上 重吉 専修大学北海道短期大学

山下 恒雄 四国農業試験場  
 山本 剛正 北海道開発コンサルタント(株)  
 吉田 勲 鳥取大学農学部

○吉野 秀雄 農業工学研究所農村整備部

1. 幹事 アイウエオ順 ○ 本年度常任幹事

○相賀 啓尚 国土庁地方振興局農村整備課

秋吉 康弘 宮崎大学農学部  
 足立一日出 北陸農業試験場水田利用部

穴瀬 真 東京農業大学総合研究所  
 荒井 涼 富山県立大学短期大学部

有田 博之 農業工学研究所農村整備部

○安楽 敏 農林水産省構造改善局事業計画課

石田 憲治 農業工学研究所農村整備部

上杉 静夫 (株)日本農業土木コンサルタンツ

○梅田 安治 農村空間研究所

大坪 政美 九州大学農学部

大西 博 (株)チェリーコンサルタンツ

○萩野 芳彦 大阪府立大学農学部

翁長 謙良 琉球大学農学部

海田 能宏 京都大学東南アジア研究センター

梶 雅弘 北居設計(株)企画課

金木 亮一 滋賀県立大学

紙井 泰典 高知大学農学部

上村 寛 アジアプランニング(株)

木村 和弘 信州大学農学部

木本 凱夫 三重大学生物資源学部

日下 達朗 山口大学農学部

○河野 英一 日本大学生物資源科学部

○小池 聡 (株)農村開発企画委員会

○小谷 康敬 (株)日本農業土木総合研究所

小林 稔 (株)三祐コンサルタンツ

○駒村 正治 東京農業大学地域環境科学部

佐久間泰一 筑波大学農林工学系

櫻井 雄二 愛媛大学農学部

○笹野 伸治 岐阜大学農学部

佐藤 照男 秋田県立農業短期大学

佐藤 洋平 東京大学大学院

○斉藤 政満 全国土地改良事業団体連合会

○千賀裕太郎 東京農工大学農学部

高橋 博 (株)新東洋技術コンサルタンツ

○田中 龍太 農林水産省構造改善局整備課

谷口 建 弘前大学農学生命科学部

樽屋 啓之 九州農業試験場生産環境部

2. 特別幹事・顧問 順不同

特別幹事石光 研二 (株)農村開発企画委員会

〃 中川昭一郎 (株)山崎農業研究所

〃 北村貞太郎 東京農業大学国際食料情報学部

〃 小出 進 東京農業大学農学部

〃 安富 六郎 (株)山崎農業研究所

顧問 高須 俊行 元・部会長

〃 長崎 明 元・新潟大学長

## 刊 行 物 案 内

農業土木学会農村計画研究部会誌「農村計画」のバックナンバーは別表のとおりです。ご入用の方は下記申込要領により、部会事務局までお申込下さい。なおバックナンバーの目次をご希望の方は、目次のコピーサービス（既刊全号）を併せてご利用下さい。

### 記

1. バックナンバーの価格 1冊 2,000円（送料事務局負担）
2. 申込方法 購入を希望される巻号（通巻号）冊数、送本先連絡電話番号を明記し、官製ハガキでお申込下さい。
3. 申込先 〒305-8609  
茨城県つくば市観音台2-1-2  
農業工学研究所 農村整備部  
地域計画研究室内  
農村計画研究部会事務局あて  
(TEL0298-38-7548~9)
4. 送金方法 送本時に振込用紙を同封します。見積書、納品書、請求書は添付しますが、所定の用紙が必要な場合はその旨ご連絡下さい。
5. 目次のコピー郵便料とコピー代金の実費（既刊全号セット400円）で頒布します。目次コピー入用の方は80円切手5枚同封し、送付先を明記の上、封書で部会誌と同じ申込先へお申込下さい。

### 部会誌各号の特集・テーマ

| 通巻号   | 特 集 内 容         | 発行年月    | 通巻号   | 特 集 内 容             | 発行年月    |
|-------|-----------------|---------|-------|---------------------|---------|
| 1*    | 第1回研究集会         | 1972. 5 | 24    | 80年代の村づくりへの展望       | 1981. 3 |
| 2*    | 投 稿             | 1973. 4 | 25    | 農村計画における土地利用調整      | 1981.10 |
| 3*    | 第3回研究集会         | 1973. 4 | 26    | 明るい村づくりの新軌道         | 1981.12 |
| 4*    | 第5回研究集会         | 1974. 6 | 27/28 | 合併号 部会設立10周年        | 1982. 3 |
| 5*    | 投 稿             | 1974. 7 | 29    | 農村計画と集落排水           | 1982. 7 |
| 6     | 投 稿             | 1975. 6 | 30    | 水質保全と集落排水           | 1983. 7 |
| 7*    | 第8回研究集会         | 1975.12 | 31    | 土地改良の新しい展開を求めて      | 1984. 7 |
| 8     | 投 稿             | 1976. 6 | 32    | 農村整備の新しい方向          | 1985. 8 |
| 9*    | 第6回研究集会         | 1977. 3 | 33    | 新しい時代の農村計画          | 1986. 7 |
| 10    | 第9回研究集会         | 1977. 3 | 34    | 魅力ある農村空間の創造         | 1987. 7 |
| 11*   | 第10回研究集会        | 1977. 3 | 35*   | ゆとりとやすらぎのある農村計画を求めて | 1988. 7 |
| 12*   | 投 稿             | 1977. 3 | 36*   | 農村地域の活性化をめざして       | 1989. 7 |
| 13    | 第11回研究集会        | 1978. 3 | 37    | 中山間地の開発と村おこし        | 1990. 8 |
| 14    | 第12回研究集会        | 1978. 3 | 38*   | 都市・農村における快適な農空間の創造  | 1991. 8 |
| 15    | 過疎地域における農山村開発   | 1979. 1 | 39*   | 文化と歴史の調和したむらづくり     | 1992. 8 |
| 16    | 投 稿             | 1979. 3 | 40    | 農村アメニティの構築にむけて      | 1993. 8 |
| 17    | 投 稿             | 1979. 8 | 41    | 2050年に向けた地域ビジョンの確立  | 1994. 8 |
| 18    | 定住構想と農村計画       | 1980. 3 | 42    | 農村環境の管理を考える         | 1995. 8 |
| 19    | 農村定住条件と村づくり     | 1980. 3 | 43    | 次世代に向けて農村整備は何をすべきか  | 1996. 8 |
| 20    | 土地分級と土地利用計画     | 1980. 3 | 44    | 住みよく豊かな「むら」づくり      | 1997. 8 |
| 21    | 投 稿             | 1980. 3 | 45    | 農村地域における総合計画の新たな展開  | 1998. 9 |
| 22/23 | 合併号 農村計画と土地利用計画 | 1981. 1 | 46    | 新農業基本法と農村の地域づくり     | 1999. 9 |

\*印は絶版のため、コピー製本版にて頒布

## 編集後記

昨年、群馬県で開催された現地研修集会は「農村地域における総合計画の新たな展開」と題して新しい全総計画を中心に活発な討議が行われました。今年も農村計画にとって大変関係の深い「食料・農業・農村基本法」をテーマとして行われます。これまでの農業基本法と異なり、食糧自給や生活の場としての農村までを視野に含めた今回の法改正は21世紀を迎える世界の将来を考える上でも欠かせないトピックとなります。従来 of 枠組みや概念が大きく変わろうとしている中で、この現地研修集会在農村計画という地域づくりの新しいあり方を考える一助になれば幸いです。お忙しい中、寄稿して下さった講師の皆様方にあらためてお礼申し上げます。(Y. K)



# 農業土木学会農村計画研究部会規約

(平成8年10月20日改正)

## 名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

## 目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

## 事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究、研究会等の開催、研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

## 所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

## 役 員

5. この部会には部会長1人、副部会長2人、常任幹事、幹事若干名及び監事1人の役員をおく。

## 総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、部会の重要事項について審議する。

## 役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には常任幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

## 経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかなう。

## 入 退 会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

## 事 務 局

10. この部会の事務局は、茨城県つくば市観音台2-1-2農林水産省農業工学研究所農村整備部地域計画研究室におく。

1999年8月20日 印刷

1999年8月31日 発行

編 集 農業土木学会農村計画研究部会  
〒606-8502 京都市左京区北白川追分町  
京都大学大学院農学研究科  
地域環境科学専攻地域環境管理工学講座農村計画学分野内  
T E L 075-753-6159

発 行 農業土木学会農村計画研究部会事務局  
〒305-8609 茨城県つくば市観音台2-1-2  
農林水産省農業工学研究所  
農村整備部 地域計画研究室内  
T E L 0298-38-7548, 7549  
口座番号 00180-3-22279  
口座名称 農村計画研究部会

製 作 財団法人 農林統計協会  
〒153-0064 東京都目黒区下目黒3-9-13  
目黒・炭やビル  
T E L 03-3492-2950(編集部)

JOURNAL OF **RURAL PLANNING**

Vol. 28-1 No. 46

1999. 8

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING

The National Research Institute of Agricultural Engineering.

Department of Rural Improvement, Laboratory of Rural Planning

2-1-2, Kannondai, Tsukuba,

Ibaraki, 305-8609 JAPAN